

ドイツ非軍事役務法 (Zivildienstgesetz – ZDG)

石井 五郎

1 はじめに

ドイツでは、良心上の理由に基づき戦争に反対して兵役を拒否することは、基本的人権の一つに数えられる。1949年5月施行のドイツ連邦共和国基本法（憲法に相当。以下、「基本法」）第4条第3項は、「何人も、その良心に反して、武器をもってする戦争の役務を強制されない。細目は連邦法律で規律する」と定めた。間もなく東西冷戦の激化に伴い、西ドイツは再軍備を進め、1956年3月の基本法第7次改正の第12条（現第12a条）第1項は、「男子は18歳から軍隊、連邦国境警備隊又は民間防衛隊における役務を義務づけられる」、同第2項は、「良心上の理由に基づき、武器をもってする戦争の役務を拒否する者は、代替役務を義務づけられることができる。代替役務の期間は、兵役の期間を超えてはならない。細目は連邦法律で規律し、その法律は良心の決定の自由を侵害してはならず、かつ軍隊及び連邦国境警備隊の諸部隊と関係のない代替役務の可能性をも規定しなければならない」と定めた。これにより、良心上の理由に基づく兵役拒否とその代替としての非軍事役務義務化の法制上の基礎が整い、1960年1月非軍事代替役務法（Gesetz über den zivilen Ersatzdienst）が制定され、幾多の改正を経て今日に至っている。

2 今日までの主な改正経緯

良心的兵役拒否の基本権が基本法に採択されるに当たっては、はじめから異論がないわけではなかった。基本法を審議した議会評議会の総

務委員会において、後に西ドイツ初代大統領となった自由民主党の党首テオドル・ホイスは、この導入に強く反対し、「良心を基本法に採り入れることは、国家存亡のとき、憲法が良心の大量破壊を認めることになるだろう」と主張した。これに対し社会民主党のカルロ・シュミットは、「私は、戦時召集令状に応ずる勇氣よりも、この条項に基づき肩に銃を担わない市民の勇氣の側に立つだろう」と述べ、最終表決において良心条項の削除に賛成したのは僅か2票、この条項は圧倒的多数を以て基本法中に採択された。その後今日までの主な経過を簡単に振り返ってみる。

① 西ドイツ再軍備と兵役義務法・非軍事代替役務法の制定

1949年10月東ドイツでも憲法が発効し、約40年間にわたりドイツは東西に分割された。西ドイツでは、冷戦激化とともに前述したように1956年3月の基本法第7次改正で再軍備が行われ、7月に兵役義務法（Wehrpflichtgesetz）が制定された。その第25条は次のように規定した。すなわち「良心上の理由に基づき、国家間におけるすべての武器の使用に関与することを拒否し、それ故に武器をもってする戦争役務を拒否する者は、兵役の代替として連邦国防軍外での非軍事代替役務に従事しなければならない。その者は、申請に基づき、連邦国防軍の武器を持たない役務に徴用されることができる」とされた。また第26条で、戦争役務を拒否する資格は申請に基づいて決定され、その決定は特別の委員会（戦争役務拒否者審査委員会）が行うと定めた。

1960年1月非軍事代替役務法（現在は非軍事役務法という。）が制定され、その第1条によれば、代替役務に従事する者は、公共の福祉に奉仕する任務を遂行し、それには病院・療養所・養護施設その他公益目的の施設の仕事を含まれるとされた。また戦争役務拒否者の認定手続、認定された役務義務者の召集、役務に従事する役務機関などが定められた。役務期間は兵役期間と同じ12ヵ月。主管省は連邦労働社会省。翌年4月に初めて認定された340人が役務に従事した。

② 東ドイツの動向

東ドイツでは、1962年1月一般兵役義務法（Gesetz über die allgemeine Wehrpflicht）が制定され、一般兵役期間は18ヵ月と定められた。それに応じて西ドイツでも基礎兵役を18ヵ月に引き上げ、同時に非軍事代替役務も18ヵ月とされた。また東ドイツでも、西ドイツにならない1964年9月国防委員会令を以て、良心上の理由に基づき武器をもってする役務を拒否する者に対して兵役代替義務を課することとし（役務期間は兵役と同じ18ヵ月）、その第1陣220名が同年9月建設兵として軍事施設（例えば兵舎）の建設を命じられた。

③ 1969年の第2次改正——特定宗教団体への対応

非軍事代替役務法第2次改正で、現行第15a条が挿入された。基本法第4条第3項は、良心上の理由に基づき武器をもってする戦争役務を拒否する権利を保障するのみであって、非軍事代替役務までも拒否する権利を認めたものでないのにも関わらず、エホバの証人と称する宗教団体は、国家の強制労働には一切従わないという立場から、戦争役務はいうまでもなく非軍事代替役務までも拒否した。連邦憲法裁判所は、エホバの証人の非軍事代替役務への徴用を合憲

と判示した。連邦政府は調整策として本条の挿入を提案し、それによれば、戦争役務拒否者として認定された者で、良心上の理由に基づき非軍事役務に従事することに支障がある者は、病院その他の治療、看護及び介護のための施設において通常の労働関係で勤務する場合には、一定条件の下で非軍事代替役務に徴用しないこととした。

④ 1973年の第3次改正——再編成

非軍事代替役務法第3次改正は、重要な組織の再編成を行うと同時に役務行政に抜本的な改正を加えた。その骨子は次のとおりである。

- i 非軍事代替役務を非軍事役務と改称する。
- ii 独立の連邦主務上級官庁を連邦労働社会省内に設置する。（現在は連邦家族・高齢者・女性・青少年省内に設置される連邦非軍事役務庁）
- iii 連邦受託官（Bundesbeauftragter）制度を法制化する。（1969年閣議決定で既設）
- iv 非軍事役務のための審議会（Beirat）を設置する。
- v 兵役関係から非軍事役務関係への転換を可能とする。
- vi 非軍事役務の行政任務を民間の福祉団体等に委託することができる。

なお、非軍事役務期間は16ヵ月（基礎兵役期間は15ヵ月）となった。非軍事役務期間は兵役期間を超えてはならないと定められている（基本法第12a条第2項）が、兵役期間には基礎兵役期間と防衛訓練期間とを含むので、非軍事役務期間が兵役期間より長くなるのは合憲とされ、以後非軍事役務期間は基礎兵役期間より長くなった。

⑤ 1977年の法改正——郵便はがき手続条項とその違憲判決

この改正法は、未だ服役しない兵役義務者であって武器をもってする戦争役務を拒否し、その旨を文書で宣言する者は、審査手続を経ないで戦争役務拒否者として認定されることができるといふ趣旨のものであって、これを郵便はがき手続 (Postkartenverfahren) と言う。これは良心的戦争役務拒否者に対する審査手続を省略し、はがき一本の拒否宣言のみで認定しようとするものであり、良心の決定が真実かどうかを審査するのは事実上困難で、それに伴う恣意を排除するための止むを得ない措置であったが、他方良心上の理由に基づくと称してとも簡単に兵役を免れるために利用された。事実上この措置で拒否申請者は著しく増加することとなった。そのためこの改正法は、連邦憲法裁判所の暫定命令で施行後僅か1ヵ月半で停止された。翌年4月連邦憲法裁判所は、上記の郵便はがき手続条項について、非軍事役務というものは、兵役義務者が好き勝手に選択できるものではなく、良心上の理由に基づき基本法第4条第3項が定める基本権を主張する兵役義務者のみが従事すべきものと判示した本案判決を以て違憲を宣告した。

⑥ 1983年の戦争役務拒否新規制法——新たな審査手続の制定

1982年1月政権交代が行われ、キリスト教民主・社会同盟と自由民主党の連立政権が誕生した。翌年2月戦争役務拒否新規制法 (Kriegsdienstverweigerungs-Neuordnungsgesetz) が制定され、違憲判決を受けた未服役兵役義務者に対する戦争役務拒否の認定手続が改められることになった。それによれば戦争役務拒否申請者は、詳細な履歴書、警察の素行証明書、良心的役務拒否の理由書を含む申請書を提出し、連邦非軍事役務庁が審査決定する。連邦非軍事役務庁は、申請書の完全性と論理の一貫性を重視し、理由書に述べていることが基本法の保障す

る良心上の理由に基づいているかどうかについて審査する。この新規制法は翌84年1月から施行され、従来郡防衛補充署内に設けられていた戦争役務拒否者審査委員会が行っていた審査は、連邦非軍事役務庁に移管された。連邦憲法裁判所は翌85年4月新たな審査手続を含む新規制法の合憲を判決した。

⑦ 1990年のドイツ統一と非軍事役務法の全ドイツ施行

1989年11月ベルリンの壁が開放され、翌年3月1日西ドイツのコール首相は基本法第23条により東ドイツを西ドイツに編入する方針を表明した。東ドイツは、良心上の理由に基づき兵役を拒否する者に12ヵ月の非軍事役務を課する法令 (1990年3月1日施行) を発し、両独統一の前日10月2日までこれを適用した。一方西ドイツは7月非軍事役務期間を20ヵ月から15ヵ月に短縮する法律改正を行った。ドイツ統一条約に基づき、10月3日から旧東ドイツ地域に旧西ドイツの非軍事役務法が適用されることになり、同法は全独に統一施行された。

⑧ その後の主な改正

1994年の改正では基礎兵役及び非軍事役務への召集最高年齢を28歳から25歳に引き下げ (例外的場合28歳又は32歳まで召集できる)、また2人以上の兄弟が兵役又は非軍事役務の義務者である場合の徴用免除等が定められた。所管省は連邦労働社会省から現行の連邦家族・高齢者・女性・青少年省 (略して連邦家族省) に移された。

1995年の改正では基礎兵役12ヵ月が10ヵ月に引き下げられたのに伴い、非軍事役務も15ヵ月から13ヵ月に短縮された。

⑨ 2000年「非軍事役務のあり方に関する勧告」

ドイツ国防相は、2000年6月、東西冷戦の終

結と社会主義国の崩壊による軍事情勢の著しい変貌に伴いドイツの軍事力構造を新たに構築すべきものとして、国防改革を閣議に提案し、決定された。その骨子は次のとおりである。

- i 一般兵役義務は存続する。
- ii 基礎兵役の法定期間は、2002年からは9ヵ月とする。
- iii 基礎兵役の服役は分割できるものとする。
- iv 基礎兵役服務者には7ヵ月目から給付金を増額し、また7ヵ月以上服役した者には除隊給付金を増額する。

これに伴い非軍事役務も2002年から10ヵ月に短縮されることとなった。連邦家族大臣は、この国防改革が非軍事役務に及ぼす影響を調査させるため作業グループの勧告を求め、勧告は2000年9月公表された。

勧告によれば、「非軍事役務従事者は、その従事する労働を通じて我が国の社会・経済・文化に貴重な貢献をし、障害者・要介護者・病者に対する支援の質を向上させた」と同時に「役務従事者個人にとっても役務活動を通じて貴重な生活体験を得ることができ、また社会上・経済上の資格取得の機会を与えられた」と評価した。60年～70年代には時に「共産主義者」「弱虫者」と白眼視されることもあり、80年代に漸く社会的に認知されるようになり、現在は愛称チヴィ(Zivi)の名で好感を持って社会に迎えられられるほど評価を受けるまでに伸長し、非軍事役務は福祉・環境の分野で最早欠くことができないものとなっている。ドイツ統一後は年間約30%が戦争役務拒否者に認定され、最近数年は年間約13万人の若者が役務に召集されているが、将来非軍事役務がどうなるかは国防計画・安全保障計画に左右されるため予測できない。しかし少なくとも目下のところ原則的な構造変化は必要がないとする。ただ2000年7月から基礎兵役期間が10ヵ月、非軍事役務期間が11ヵ月に短縮さ

れ、さらに2002年1月から基礎兵役期間が9ヵ月、非軍事役務期間が10ヵ月に短縮されると、役務従事者の員数に変動を生じるので、そのため多数の従事者を要する職場や巡回性の役務、環境分野の役務等の人員配置に支障を来たすおそれがある。そのために非軍事役務期間の延長以外の方法で何か良い方法を見出すことも必要であるとして、勧告は、非軍事役務法第14b条「外国におけるその他の役務」をモデルとして「国内におけるその他の役務」を導入し、同法第14条「民間防衛または災害救助」の枠内で新たにボランティア活動という種類の法規制を追加することを提案した。この提案は2002年5月の改正法で第14c条「ボランティア年」(Freiwilliges Jahr)として採用された。それによれば、戦争役務拒否者として認定された者が、社会活動ボランティア年(Freiwilliges Soziales Jahr — FSJ)の推進に関する法律又は環境ボランティア年(Freiwilliges Ökologisches Jahr — FÖJ)の推進に関する法律に基づくボランティア活動を義務づけられたときは、非軍事役務に徴用されないものとし、このボランティア活動は少なくとも12ヵ月を超える全日の負担の重い援助活動(フルタイム勤務)を内容とするものでなければならないとした。勧告は最後に、対人奉仕活動(介護・看護、在宅援助、重度障害者援助、救急活動等)と環境保護活動に上記のボランティア活動が役立つことに期待を寄せながら、非軍事役務の代替としての一般的役務義務(allegemeine Dienstpflicht)の導入には反対する。一般的役務義務とは、国家の義務的任務を正規の労働力によらず、役務義務を課した者に引き受けさせることをいい、これは基本法第12条の強制労働の禁止に違反する。一般的役務義務の基本法への導入に多数が賛成する見通しはない。重要な注目すべき提言として、「FSJとFÖJが非軍事役務義務の解消に向かうことに成功するよう勧告する」と述べている。

3 社会活動ボランティア年 (FSJ) と環境保護ボランティア年 (FÖJ)

社会活動ボランティア年の推進に関する法律 (Gesetz zur Förderung eines freiwilligen sozialen Jahres. BGBl 2002, I S.2597) の骨子は次の通りである。

- (1) 社会活動ボランティア年 (FSJ) にいうボランティア活動とは、公共の施設特に社会福祉施設、校外青少年指導施設・青少年労働施設を含む児童青少年援護施設、保健管理施設及び文化施設において、実際の援助活動をフルタイムで行うことをいい(第1条第2項)、これに従事する男女ボランティアは、次の条件を備えなければならない(第1条第1項)。
 - i 収益の意図を持たず、職業訓練及びフルタイム労働以外で活動すること。
 - ii 引受団体との合意に基づき少なくとも6ヵ月最高18ヵ月の期間継続して活動すること。
 - iii 無料の宿舎、給食、作業衣、相当の日当が支給されること。
 - iv フルタイムの研修義務を負う。但し年齢27歳未満までとすること。
- (2) 引受団体は、次に掲げる諸団体で州の所轄庁の認可を受けたものをいう。(第5条第1項)
 - i ボランティア社会福祉連邦労働団体 (Bundesarbeitsgemeinschaft der freien Wohlfahrtspflege) に加盟する諸連盟及びその支部
 - ii 公法上の団体の地位を保有する宗教団体
 - iii 郡市町村の地域団体及び州の決定に基づくその他の公法上の団体
- (3) 引受団体は活動開始前にボランティアと次の内容の合意文書を交わす。(第6条第1項)
 - i ボランティアの氏名、生年月日、住所
 - ii 引受団体の名称

- iii ボランティア活動を義務づけた期間及び期間満了前に活動が終了したときの措置
 - iv 活動期間中にこの法律を遵守する旨の宣言
 - v 必要があれば引受団体の認可決定の告知
 - vi 宿舎、給食、作業衣及び日当に関する金銭現物給付
 - vii 休暇日の告知
- (4) 引受団体はボランティア活動終了後ボランティアに終了証書を交付する。(第6条第2項)
 - (5) ボランティアは求めによりボランティア活動中の成績品行の証明書 (Zeugnis) を受けることができ、それに職業資格上特記すべき点の記載を受けることもできる。(第6条第3項)

ボランティア活動には、失業保険、災害保険、児童手当、医療保険、年金保険、介護保険等に対する助成が行われる。(第4条)

環境保護ボランティア年 (FÖJ) にいうボランティア活動は、自然保護・環境保護に関するもので、基本的仕組みは社会活動ボランティアと同様であるから内容を省略する。

4 今後の課題

2000年6月現在年間約12万4000人の戦争役務拒否者として認定された若者が、約3万9000の役務機関 (Zivildienststelle — ZDS)、約18万9000の役務場所 (Zivildienstplatz — ZDP) で実際の役務に従事している^(注)。役務機関は認可を受けて、非軍事役務者を役務に従事させる機関であって、これには連邦の直轄団体として構成された役務団 (Zivildienstgruppe) と民間に委託された作業機関 (Beschäftigungsstelle) とがある。役務機関の70%以上、役務場所の73%以上が作業機関即ち非軍事役務の行政任務を委託されたボランティア社会福祉諸団体 (Verbän-

den der Freien Wohlfahrtspflege) が引き受け、なかでもカトリック系のドイツカリタス社会福祉連盟、プロテスタント系の社会福祉奉仕団、非宗教系のドイツ特別社会福祉連盟、ドイツ赤十字社、ドイツ病院協会及び労働者福祉事業団の6団体で95%以上が占められている。非軍事役務は社会福祉分野で大きな役割を担っていると言うことができる。2002年1月から基礎兵役期間が9ヵ月に短縮され、やがて徴兵制度が廃止され志願兵制度に切り替わるのではないかと憶測されているが、その場合には戦争役務拒否者に対する非軍事役務の存在理由が失われ、非軍事役務がこれまで果たした社会福祉・環境保護への打撃は計り知れないものとなる。一般的役務義務の導入に疑義がある以上、上述の社会福祉・環境保護ボランティア年活動が制度として推進されることになるのではないかと予想される。

ごく最近の新聞 (Süddeutsche Zeitung vom 21. Mai 2003) によれば、連邦政府は、非軍事役務の将来について検討するため、連邦家族省を主管とする省庁間委員会を設け、その初会合が5月20日開かれた。この委員会には、社会福祉関係団体、市町村地域団体及び州代表機関なども加わり、非軍事役務の展望を課題として検討する任務が与えられた。委員会がどのような報告を提出するかが注目される。

(注)

“Daten und Fakten zur Entwicklung von Kriegsdienstverweigerung und Zivildienst.” のデータ (2000年7月15日時点)による。(Bundesamt für den Zivildienst ホーム ページ。<<http://www.zivildienst.de/>> last access 2003. 7. 14)

(参考文献)

- ・ “50 Jahre Grundrecht auf Kriegsdienstverweigerung.” *Zivildienst, Magazin für den Zivildienstleistenden*. 4-5/99 S.14-19.
- ・ Empfehlungen für die Ausgestaltung des Zivildienstes, Bericht der Arbeitsgruppe an die Bundesministerin für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, 14. September 2000.
- ・ Hans-Theo Brecht, *Kriegsdienstverweigerung und Zivildienst.*, 4. Aufl. (München: C.H.Beck, 1999)
- ・ 初宿正典「西ドイツの良心的兵役拒否法制の一断面——とくに代役期間延長制度を中心として」『法学論叢』126巻4・5・6号, 1990. 3, pp.256-295.
- ・ フォルカー・フルト (田中美由紀訳)「徴兵制と良心的兵役拒否——ドイツの場合(特集/見える戦争・見えない戦争)」『歴史地理教育』通号612号, 2000. 8, pp.21-27.

(いしい ごろう・元専門調査員)

1960年1月13日の戦争役務拒否者の非軍事役務に関する法律(非軍事役務法)

(連邦法律公報 第I部 10頁)

Gesetz über den Zivildienst der Kriegsdienstverweigerer

(Zivildienstgesetz—— ZDG)

Vom 13. Januar 1960 (BGBl. I S.10)

(2003年5月10日の非軍事役務法を改正するための第一次法律

(連邦法律公報第I部657頁)による改正までを含む*)

調査及び立法考査局ドイツ法研究会**訳

石井 五郎 監訳

第1章 非軍事役務の任務及び組織

第1条 非軍事役務の任務

戦争役務拒否者として認定された者は、非軍事役務において、公共の福祉に奉仕する任務を、優先的に社会的領域において遂行する。

第2条 非軍事役務の組織

- (1) この法律は、別段の定めがない限り、連邦固有の行政において執行される。このために、「連邦非軍事役務庁」(以下「連邦庁」という。)という名称の独立した連邦上級官庁を、連邦家族・高齢者・女性・青少年省【訳注：以下、この訳文では「連邦家族省」とする】の下に設置する。
- (2) 連邦政府の提案に基づき、連邦家族省に非軍事役務のための連邦受託官(以下「連邦受託官」という。)を任命する。連邦受託官は、連邦家族省が別に定めない限り、非軍事役務の分野において連邦家族省に課せられた任務を遂行する。
- (3) 所轄の郡防衛補充署は、戦争役務拒否者として認定された者の個人記録を連邦庁に直接送付しなければならない。

第2a条 非軍事役務のための審議会

- (1) 連邦家族省に、非軍事役務のための審議会

を設置する。当該審議会は、社会的領域における任務のほかに非軍事役務義務者(以下「役務義務者」という。)に課されるべき任務に係る問題その他の非軍事的役務に関する問題について、連邦家族省に対し、助言しなければならない。

- (2) 審議会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

1. 戦争役務拒否者及び非軍事役務従事者(以下「役務従事者」という。)の利益を代表する組織の代表7名。このうち4名は、役務従事者でなければならない。
2. 認定された作業機関の団体の代表7名
3. 福音主義教会及びカトリック教会の代表各1名
4. 労働組合及び雇用者団体の代表各1名
5. 州の代表2名
6. 地方自治体中央団体の代表1名

- (3) 連邦家族省は、審議会の委員を通例4年の任期で任命する。第2項に掲げられた機関は、このための推薦を行うものとする。役務従事者(第2項第1号)は、役務期間の間任命することができる。各委員について、本人の代理を任命する。

- (4) 審議会の会議は、連邦家族省によって、同省が発する職務規則を基準として、招集され、かつ、主宰される。

第3条 役務機関

役務義務者は、非軍事役務のために認定された作業機関又は非軍事役務団(以下これらを「役務機関」という。)において非軍事役務に従事する。役務義務者はまた、緊急の必要がある場合には、非軍事役務の行政機関において作業することもできる。

第4条 作業機関の認定

(1) 作業機関が次の各号をすべて充足する場合には、申請により認定されることができる。

1. 作業機関が特に社会的領域、環境保護の領域、自然保護の領域及び景観保全の領域において任務を遂行している場合。優先的に社会的領域の作業機関が認定されるものとする。
2. 作業機関が当該機関において役務従事者を作業させ、監督し、及び世話することが、非軍事役務の本質に適するという保証を与える場合。作業と結合した負担が、他の役務従事者又は兵役従事者と比較して、役務従事者に対し明白に不平等な取扱いとなる場合には、特に当該作業は、非軍事役務の本質に適しないものとする。
3. 作業をさせることが当該作業の特性のために、必要な要件を超える特別な要求を役務義務者の人物に対して課す場合を除き、作業機関にとって必要な適性要件に適した役務義務者を、役務義務者の人物に関する特別な同意なしに作業させる用意のあることを、作業機関が表明する場合
4. 連邦家族省及び連邦庁の受託官に対し、役務従事者の全活動及び個々の任務の視察を保証する用意のあること並びに支出した連邦資金の会計検査にあたって、連邦会計検査院に対し無制限に支援する用意のあることを、作業機関が表明する場合

認定は特定の役務場所ごとに与える。認定に

は負担を付すことができる。

- (2) 第1項に掲げた要件の一が存在しなかった場合又はもはや存在しない場合には、認定は、撤回し、又は取り消さなければならない。認定はまた、他の重大な理由により、特に、負担が実行されなかった場合又は設定された期間内に実行されなかった場合には、取り消すことができる。

第5条 役務団の設置

役務団は、連邦家族省の命令により、必要に応じて設置する。連邦家族省は、関係する州の意見を聴取した後役務団の所在地を定める。

第5a条 行政任務の委託

- (1) 役務機関は、行政任務の委託を受けることができる。州の機関が受託する場合には、当該機関は連邦の委託により活動する。
- (2) その同意を得て
1. 団体は、当該団体に所属する作業機関に代わって
 2. 州は、当該州の監督に服する公法上の事業者の下にある作業機関に代わって
- それぞれ行政任務の実行を受託することができる。行政費用は、適切な範囲で支給することができる。

第6条 費用

- (1) 作業機関は、自らの負担で、役務従事者の宿舎、賄い及び作業着を調達する。作業機関は、役務従事者を作業させることから生ずる管理費を負担する。
- (2) 作業機関は、連邦に代わって、役務従事者に対し役務従事者に支給すべき給付金を支払う。作業機関に対して、動員特別手当のための出費については全額が、その他の給付金のための出費については70パーセントが、ただし2003年3月1日から12月31日までは50パー

セントが、四半期毎に事後に補填される。連邦家族省は、連邦財務省と協議して、補填のために統一的な総額を定める。

(3) 次の各号に掲げる目的のために必要な場合及びその範囲内で、作業機関に対して、役務従事者の宿舍、賄い及び作業着のための支出の軽減を図るための補助金を交付することができる。

1. すべての使用可能な戦争役務拒否者として認定された者を徴用するために十分な数の非軍事役務の場所を確保するため
2. 作業の種類により非軍事役務のために特に適切な役務場所を確保するため

連邦家族省は、第1文の執行のために、連邦財務省と協議して、執行のための一般行政規則を発する。補助金は、予算に計上された額の範囲内でのみ交付することが許される。

第2章 適格性；非軍事役務からの除外

第7条 適格性

非軍事役務の適格性は、兵役の適格性によって決まる。兵役に服する能力がある者は、非軍事役務に服する能力があるとみなし、一時的に兵役に服する能力がない者は、一時的に非軍事役務に服する能力がないとみなし、及び兵役に服する能力がない者は、非軍事役務に服する能力がないとみなす。

第8条 非軍事役務の無能力

非軍事役務に服する能力がない者は、非軍事役務に徴用されない。

第9条 非軍事役務からの排除

(1) 次の各号に掲げる者は、非軍事役務から排除される。

1. ドイツの裁判所により、重罪のとがで1年以上の自由刑を宣告された者又は平和に

対する反逆、内乱、民主的法治国家に対する危害行為若しくは反逆及び対外的安全に対する危害行為に関する規定により可罰的である故意の犯罪行為のとがで6月以上の自由刑を宣告された者。ただし、有罪判決の記載が中央登録簿において抹消されている場合には、この限りでない。

2. 判決の結果、公職就任の能力を有しない者
3. 刑法典第64条又は第66条の規定による改善保安処分に服している者。ただし、当該処分が終了していない期間に限る。

(2) 統一条約第3条に指定する地域の裁判所により、1990年10月3日より前に下された有罪判決は、1980年8月18日の法律（連邦法律公報第I部1503頁）第2条第3項の規定により最終的に改正された、連邦法律公報第III部整理番号第312-3号で告示された加除訂正済みの文言による、刑事事件における両ドイツ間の司法共助及び職務共助に関する法律によりその執行が許される場合に限り、考慮される。

第10条 非軍事役務の免除

(1) 次の各号に掲げる者は、非軍事役務を免除される。

1. 福音主義教会の聖職に任命された聖職者
2. ローマン・カトリック教会の助祭に叙階された聖職者
3. その職が福音主義教会の聖職に任命された聖職者又はローマン・カトリック教会の助祭に叙階された聖職者の職に相当する他の宗派の専任の聖職者
4. 社会法典第9編第2条第2項に規定する重度心身障害者

(2) 次の各号に掲げる戦争役務拒否者として認定された者は、申請により非軍事役務を免除されなければならない。

1. 本人のすべての兄弟又は兄弟がいない場

合にはすべての姉妹が、連邦援護法第1条又は1985年12月19日の法律（連邦法律公報第I部2460頁）第1条により最終的に改正された、連邦法律公報第III部整理番号第251-1号で告示された加除訂正済みの文言による連邦補償法第1条にいう被害の結果死亡している者

2. 本人の父若しくは母又は双方が連邦援護法第1条又は連邦補償法第1条にいう被害の結果死亡している者であって、本人が他方の親との関係から、死亡した親の唯一生存する息子であるもの。嫡出でない息子であって、その両親が婚約していたが、親一方の戦死の結果又は人種的若しくは政治的理由から婚姻することができなかった場合には、嫡出である子と同様とする。
3. 本人の2人の兄弟が兵役義務法第5条第1項に規定された期間の基礎兵役若しくは第24条第2項に規定された期間の非軍事役務に服し、又は本人の2人の兄弟姉妹が短期志願兵として最長2年間の兵役に服した者

第11条 非軍事役務の猶予

- (1) 次の各号に掲げる者は、非軍事役務を猶予される。
 1. 一時的に非軍事役務に服する能力がない者
 2. 第9条に規定する場合を除き、自由刑、処罰拘禁、少年刑罰若しくは少年拘禁に服役している者、未決勾留中にある者又は刑法典第63条の規定により精神病院に収容されている者
- (2) 戦争役務拒否者として認定された者であって、聖職に就くための準備をしているものは、申請により非軍事役務を猶予される。
- (3) 戦争役務拒否者として認定された者が、連邦議会、州議会又は欧州議会の選挙のための

立候補を受諾した場合には、選挙まで非軍事役務を猶予されなければならない。本人が当選した場合には、その任期中は、本人の申請によってのみ召集されることができる。

- (4) 非軍事役務への徴用が、戦争役務拒否者として認定された者にとって、個人的理由、特に家庭上、経済上又は職業上の理由により、特に苛酷な状態となる場合には、戦争役務拒否者として認定された者は、申請により非軍事役務を猶予されるものとする。特に苛酷な状態とは、通常次の各号に掲げる場合をいう。
 1. 戦争役務拒否者として認定された者を召集する場合において、
 - a) その家族、その援助を必要とする親族その他の者で、戦争役務拒否者として認定された者がそれらの生計に対し、法的又は道徳的に責任を負わなければならないものの扶養が脅かされるおそれがあるとき
 - b) 一親等の血族に対し、特別の困窮が予想されるとき
 2. 戦争役務拒否者として認定された者が、本人又は両親の農業又は商工業経営の維持及び継続に欠くことができない場合
 3. 戦争役務拒否者として認定された者の召集により、次に掲げる教育課程のいずれかが中断されるおそれがある場合
 - a) すでに相当程度進行している専門教育課程
 - b) 大学又は専門大学入学資格のため、中等教育修了又は基幹学校修了のための第二の教育の課程
 - c) 大学若しくは専門大学入学資格なしに開始された第一次の職業教育で、通常4年を超えないで継続するもの又は通常4年を超える課程の内4年を超える部分がいまだ開始していないもの
- (5) 戦争役務拒否者として認定された者に対

し、自由刑、処罰拘禁、少年刑罰若しくは自由剥奪の改善保安処分が予想される刑事訴訟手続が係属中である場合又はその召集が非軍事役務若しくは役務機関の秩序若しくは信用を著しく侵害するおそれがある場合には、戦争役務拒否者として認定された者は、非軍事役務を猶予されることができる。

第12条 役務の免除及び猶予の申請

- (1) 第10条第2項並びに第11条第2項及び第4項の規定による申請が、兵役義務法第11条第2項第2文及び第20条に従って、登録官庁による登録の伝達から徴兵検査までの間に、書面により、電子的手段により又は郡防衛補充署の文書に記載することにより行うことができなかつた場合には、書面により、電子的手段により、又は連邦庁の文書に記載することにより、行われなければならない。この申請には、理由が付されなければならない。
- (2) 第10条第2項及び第11条第4項の規定による申請が行われる場合において、申請者が申請の要件を備えていることを証明する文書を有し、又は過度の負担を負うことなく準備することができるときは、当該文書は、申請に添付されなければならない。第11条第2項の規定による申請が行われる場合には、次の各号に掲げる証明書類が提出されなければならない。
 1. 正式な神学生としての身分を有し、又は正式な聖職者養成教育を受けていることについての証明
 2. 戦争役務拒否者として認定された申請者が聖職に就くための準備をしていることについての、福音主義教会のラント教会の所管の部署【訳注：ドイツ福音主義教会は、独立した24の「ラント教会」と25番目の組織である「福音主義合同教会」から構成される。各ラント教会には行政組織と同様の

組織があり、教会庁、教会官房等の名称の上位の部署の下に広報課、会計課、データ保護官、会計監査課などが置かれる】、カトリックの司教区の当局、修道会の上長又は他の宗教団体の相応する上級組織による表明

(3) (削除)

第13条 役務の猶予の場合における手続

- (1) 第11条第1項、第4項及び第5項の規定による役務の猶予が認められる場合には、猶予期間が明示されなければならない。第11条第4項の場合において、第2文第1号bに該当するときを除き、戦争役務拒否者として認定された者が非軍事役務への従事を一時的に猶予され得る期間は、最大限、当該の者に対し第24条第1項第1文から第4文までの規定により決定される召集の上限年齢に達するまでの間とする。ただし、認定された戦争役務拒否者にとって、召集することが極めて苛酷な状態をもたらすために不当と認められる例外的な場合には、本項の第2文に規定する期間を超えて、役務の猶予を認めることができる。
- (2) 第11条第2項又は第4項の規定による申請が徴兵検査の後に行われた場合には、当該申請に対する決定は、申請者が申請に対して直ちに決定が行われることについて正当な利益を有することを疎明するときを除き、当該申請者の召集の時点まで延期することができる。
- (3) 役務の猶予は、当該猶予の根拠事由が存在しなくなった場合には、取り消されなければならない。この場合には、猶予を取り消す前に予め、当該猶予の対象者たる戦争役務拒否者として認定された者に対して、意見聴取が行われなければならない。
- (4) 役務の猶予期間が満了した場合には、戦争役務拒否者として認定された者は、非軍事役

務に就くものとする。ただし、第19条第4項の規定の適用を妨げない。

第14条 民間防衛又は災害救助

- (1) 戦争役務拒否者として認定された者は、25歳に達する以前に、所轄の官庁の同意を得た上で、少なくとも6年にわたり、民間防衛又は災害救助における救助隊員として、名誉職の任務に従事する義務を負う場合には、当該の民間防衛又は災害救助に参加している間、非軍事役務に徴用されない。当該参加が所轄の官庁の許可を得て中断された場合についても、(戦争役務拒否者として認定された者が)32歳に達する以前に最低義務年限たる6年間の参加を履行することが可能なときは、第1文の規定を適用する。
- (2) 所轄の官庁は、戦争役務拒否者として認定された者を非軍事役務に徴用しないことについての要件の具備及び消滅に関し、連邦庁に対して、届け出る義務を負う。
- (3) 戦争役務拒否者として認定された者が民間防衛又は災害救助における救助隊員として参加する義務を負ったことに伴い、非軍事役務への徴用を行わないことについて、所轄の官庁から届出があった場合には、連邦庁は、当該の戦争役務拒否者として認定された者に対し、当該の者が民間防衛又は災害救助に参加している間は非軍事役務に徴用されないことを通知しなければならない。
- (4) 戦争役務拒否者として認定された者が6年にわたり民間防衛又は災害救助に参加した場合には、当該の者の非軍事役務に従事する義務は消滅するものとする。ただし、防衛事態における非軍事役務については、この限りでない。許可を得た参加の中断(第1項第2文)については、その期間の総計が6月を超えない限りにおいて、参加したものとみなす。戦争役務拒否者として認定された者の人物又は

行動に責を帰し得ない事由により、民間防衛又は災害救助への参加が予定された時点以前に終了した場合において、当該諸活動への参加に費やされた時間が第1文にいう期間の半分を超えるとときは、応分の期間【訳注：第1文の期間の半分(すなわち3年間)を超えた部分が、第1文の期間の半分(同じく3年間)に占める割合を算出し、当該の割合を本来の従事期間たる10ヵ月に乗じ、そこで得られた積の値に相当する期間】が当該役務従事者による非軍事役務への従事期間として算入されなければならない。

第14a条 開発途上国奉仕役務

- (1) 戦争役務拒否者として認定された者は、開発途上国援助員法第2条の規定により認定された開発途上国奉仕役務の引受事業者に対し、当該役務の引受事業者が必要とする範囲内で契約により少なくとも2年間の開発途上国奉仕役務に従事する義務を負うこととなった場合において、その後の開発途上国援助員としての活動のために適切な方法により研修を受講中であり、かつ、その旨を連邦経済協力開発省が証明するときは、30歳に達するまでの間、非軍事役務に徴用されない。
- (2) 戦争役務拒否者として認定された者は、開発途上国援助員法第1条第1項又は第2項に定める要件を満たす場合には、その要件が満たされている間、引き続き非軍事役務に徴用されない。
- (3) 戦争役務拒否者として認定された者が第1項に規定された最低限の期間の開発途上国奉仕役務に従事した場合には、当該役務従事者の非軍事役務に従事する義務は消滅する。ただし、防衛事態における非軍事役務については、この限りでない。戦争役務拒否者として認定された者に責を帰し得ない事由により、開発途上国奉仕役務が予定された時点以前に

終了し、かつ、当初予定されていた開発途上国奉仕役務に従事すべき期間が非軍事役務に従事すべき期間を上回っていた場合において、当該の上回っていた分の期間を開発途上国奉仕役務に実際に費やされた期間を超えているときは、その超えている分の期間に限り、当該役務従事者による非軍事役務への従事期間として算入されなければならない。

- (4) 開発途上国奉仕役務の引受事業者は、戦争役務拒否者として認定された者を非軍事役務に徴用しないことについての要件の具備及び消滅に関し、連邦庁に対して、届け出る義務を負う。

第14b条 外国におけるその他の役務

- (1) 戦争役務拒否者として認定された者は、
1. 25歳に達する前に就くべき外国における役務であって、諸民族の平和的共存を支援することを目的とし、当該戦争役務拒否者が本来従事すべきであった非軍事役務の期間よりも少なくとも2月以上長い期間を伴うものに従事する義務を、第3項の規定により認定された引受事業者に対して、契約により負い、かつ、
 2. 当該の外国における役務に無報酬で従事する場合には、非軍事役務に徴用されない。引受事業者は、戦争役務拒否者として認定された者を非軍事役務に徴用しないことについての要件の具備及び消滅に関し、連邦庁に対して、届け出る義務を負う。
- (2) 戦争役務拒否者として認定された者が27歳に達する以前に第1項第1号に規定する最低限の期間を伴う役務を完了したことを証明した場合には、当該の者の非軍事役務に従事すべき義務は消滅する。ただし、防衛事態における非軍事役務については、この限りでない。当該役務が予定された時点以前に終了した場

合において、当該役務に従事した期間が2月を超えるときは、当該従事期間は、非軍事役務への従事期間として算入されなければならない。

- (3) 法人が次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、第1項に規定する役務の引受事業者として、認定を受けることができる。

1. 当該法人が専ら、直接的に、及び無私に、租税通則法第51条から第68条までに規定された意味における税制上の優遇措置の対象となる諸目的に資すること。
2. 自らの事業計画について、ドイツ連邦共和国の利益に資するものであることを保証すること。
3. その所在地がドイツ連邦共和国の領域内に存すること。

引受事業者の認定については、申請に基づき、連邦家族省が連邦外務省の了解を得た上で決定する。連邦家族省は、引受事業者の事業計画の内、特定の部分のみを限定的に認定することができる。本項の規定による認定については、第4条第1項第3文【訳注：第4条第1項第3文とは、この訳文の「認定には負担を付すことができる。」の文を指す。】及び第2項の規定を準用する。

第14c条 ボランティア年

- (1) 戦争役務拒否者として認定された者は、その認定の後に、社会活動ボランティア年の推進に関する法律又は環境保護ボランティア年の推進に関する法律に基づくボランティア活動を文書で義務づけられた場合には、非軍事役務に徴用されない。このボランティア活動は、戦争役務拒否者として認定された者が当該義務を負った後遅くとも1年以内に、かつ、25歳に達する以前に就かなければならないものとするとともに、25日間の付添いを伴う研修及び24日間の休暇を含め、少なくとも12月

を超える全日の負担の重い支援活動（フルタイム勤務）を内容としなければならない。これらの義務は、社会活動ボランティア年の推進に関する法律又は環境保護ボランティア年の推進に関する法律に基づく認定を受けた引受事業者に対して負わなければならない。

- (2) 第1項第3文に規定する引受事業者は、戦争役務拒否者として認定された者を非軍事役務に徴用しないことについての要件の具備及び消滅に関し、連邦庁に対して、届け出る義務を負う。
- (3) 戦争役務拒否者として認定された者が27歳に達する以前に、第1項に規定するボランティア活動を完了したことを証明した場合には、当該の者の非軍事役務に従事する義務は、消滅する。ただし、防衛事態における非軍事役務については、この限りでない。当該のボランティア活動が予定された時点以前に終了した場合において、ボランティア活動に従事した期間が2月を超えるときは、当該の従事期間は、非軍事役務への従事期間として算入されなければならない。
- (4) 第1項第3文に規定する引受事業者は、戦争役務拒否者として認定された者の付添いを伴う研修、適切な額の支給金の支払い及び社会保険拠出料の負担に要した費用に対する補償を、申請に基づき、連邦非軍事役務庁から、四半期ごとに後払いで、最長12月間、受領する。引受事業者は、戦争役務拒否者として認定された者に対する義務又は引受事業者としての他の義務を履行しない場合には、負担した費用の補償請求権を有しない。第1文に規定する要件が存在しなかった場合若しくは後に存在しなくなった場合又は戦争役務拒否者として認定された者の役務が予定された時点以前に終了した場合には、引受事業者は、過分に支払われた補償額を返還しなければならない。

- (5) 第1項に規定するフルタイム勤務の要件、第2項に規定する届出、第3項第1文に規定する証明、第4項に規定する補償金の額及び使途並びに負担費用補償の要件となる戦争役務拒否者として認定された者のための新たな活動場所の創出その他に関する詳細については、連邦家族省が連邦参議院の同意を要しない法規命令により定めることができる。

第15条 警察官に対する特則

- (1) 戦争役務拒否者として認定された者で、警察の執行業務に就いており、又は文書による決定を以て当該業務に採用されたものは、当該業務の終了まで非軍事役務に徴用されない。
- (2) 所轄の官庁は、採用決定の撤回及び警察の執行業務からの離脱を連邦庁に届け出る義務を負い、採用決定にかかわらず当該業務に就かないときも、同様とする。
- (3) 戦争役務拒否者として認定された者が警察の執行業務に従事しており、又は文書による決定を以て当該業務に採用され、かつ、採用から6月以内に就業が予定されることを所轄の官庁が届け出たときは、第14条第3項の規定を準用する。

第15 a 条 自由な労働関係

- (1) 戦争役務拒否者として認定された者で、良心上の理由により非軍事役務に従事することに支障があるものは、病院その他人の治療、看護及び介護のための施設において、通常の労働時間を伴う労働関係を成立させる意思を表明し、又は当該の労働関係において勤務している場合には、当分の間、非軍事役務に徴用されない。第1文の規定は、戦争役務拒否者として認定された者の当該認定の後で、かつ、24歳に達する日の到来以前に、当該労働関係が、本来従事されるべきであった非軍事

役務の期間より少なくとも1年以上長い期間にわたるものとして成立する見込みであり、又は成立している場合についてのみ適用する。

- (2) 戦争役務拒否者として認定された者が27歳に達する前に少なくとも第1項に規定する期間、当該労働関係の下で勤務したことを証明したときは、当該戦争役務拒否者の非軍事役務に従事する義務は、消滅する。当該労働関係が戦争役務拒否者として認定された者の責に帰し得ない事由により予定された時点より早く終了した場合においては、当該労働関係の下で勤務した期間が1年を超えるときに限り、これを非軍事役務従事期間に算入しなければならない。

第16条 代替不可能な場合

- (1) 非軍事役務への徴用に係る公益と非軍事役務以外の任務に対する人的労働力の需要の充足に係る公益との調整を図るため、後者の公益が優先し、かつ、役務義務者が非軍事役務以外で行う活動に欠くことができないときに限り、当該役務義務者は、代替不可能な場合として、非軍事役務に徴用されないことができる。代替不可能な場合の認定は、時間的な制限を付した範囲内で非軍事役務に徴用されることが許されるという条件を付して、役務義務者に言い渡すことができる。連邦政府は、連邦参議院の同意を得て、人的労働力の需要の充足の調整の根拠とされるべき原則に関する一般行政規則を定める。
- (2) 代替不可能な場合は、所轄行政庁の発議に基づき決定する。教会及び公法上の団体である限りにおいての宗教団体もまた、その職員について、発議権を有する。連邦政府は、連邦参議院の同意を得た法規命令により、代替不可能な場合の管轄及び手続を定めることができる。当該法規命令においては、所轄の官

庁の決定に係る権限を、連邦最上級官庁に委任し、又は州最上級官庁への再委任の権限を付与した上で州政府に委任することができるものとし、当該法規命令に基づき発議権を有する連邦最上級官庁又は州政府は、州法が許容する限りにおいて、一般行政規則によっても発議権について定めることができる。また、当該法規命令は、異なる利害を考慮した上で、連邦庁及び発議権を有する官庁の意見が異なる場合の調整について定める。当該法規命令は、代替不可能な場合に関し、言い渡すことのできる時間的な範囲並びに意見を聴くべき行政及び経済の専門機関についても定める。

- (3) 役務義務者の使用者又は雇用者は、代替不可能な場合に関する要件の消滅を、連邦庁に届け出る義務を負う。勤務関係又は労働関係の下にない役務義務者は、当該要件の消滅を自ら届け出なければならない。

第17条 兵役からの除外に関する決定

防衛補充官庁の兵役からの除外に関する決定は、非軍事役務にも適用する。

第18条 出費及び収入の損失に対する補償

戦争役務拒否者として認定された者は、その非軍事役務への使用可能性の審査が原因で生じた必要な出費及び命令による個人面接の際の収入の損失について、防衛補充官庁における徴兵検査に適用される規定の基準に従い、補償を受ける。

第3章 非軍事役務のための徴用

第19条 召集

- (1) 役務義務者は、この法律による役務関係への移行が第2項の規定による場合を除き、連邦家族省の召集命令によって召集される。戦争役務拒否者として認定されたことを理由に

基本兵役を除隊した者は、遅滞なく非軍事役務に召集されるものとする。

- (2) 軍人が戦争役務拒否者として認定された場合には、連邦国防省が指定する担当官との協議に基づく文書による決定により、兵役関係をこの法律による役務関係に変更することができる。この決定は、変更時点並びに非軍事役務の開始場所及び開始日時を定める。役務義務者は、変更決定に従って、非軍事役務に就いたことを届け出なければならない。
- (3) 役務義務者は、特定の場所での役務に徴用されることを要求することはできない。役務義務者が召集以前に活動していた作業機関に召集されることは、許されない。役務義務者がその作業機関で最重度心身障害者又は最重度重病患者を直接介護し、この介護を中断すれば回復することができず、かつ、避けることのできない損害又は負荷を被介護者に与えるおそれがある場合には、第2文の規定は、適用しない。
- (4) 召集直前の2年間に、使用可能性が確認されていなかった役務義務者には、召集前に聴聞を行わなければならない。
- (5) 召集決定には、役務の開始場所及び開始日時並びに非軍事役務従事予定期間が示されなければならない。召集に応じないことに対する刑法上の効果を教示するものとする。
- (6) 召集決定は、少なくとも召集期日の4週間前までに発するものとする。第1項第2文に規定する場合には、この限りではない。

第19a条 恒常的居所の移転

- (1) 戦争役務拒否者として認定された者が、恒常的居所を移転する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、兵役義務は、消滅し、又は停止しない。
 1. 非軍事役務中にドイツ連邦共和国から国外へ移転したとき。

2. 第23条第4項の規定により必要とされる認可を受けることなくドイツ連邦共和国外へ移転したとき。

3. ドイツ連邦共和国外への移転が実際の出国を伴わないとき。

- (2) 戦争役務拒否者として認定された者が恒常的居所を第23条第4項により必要とされる認可を受けることなくドイツ連邦共和国外へ移転する場合には、この法律の規定により、非軍事役務に徴用される。

第20条 証人及び鑑定人の尋問

戦争役務拒否者として認定された者の使用可能性審査のために証人又は鑑定人の尋問を必要とする場合には、証人又は鑑定人の住所又は居所のある地区の区裁判所に尋問を要請することができ、その際、いかなる事実について尋問するかを告げなければならない。この場合には、裁判所構成法の司法扶助に関する規定(第156条以下)及び民事訴訟法の規定を準用する。証人又は鑑定人の宣誓は、区裁判所の裁量による。区裁判所は証言、鑑定又は宣誓の拒否の合法性についても決定し、この決定に異議を申し立てることはできない。

第21条 召集決定の撤回

召集決定の送達後、戦争役務拒否者として認定された者が使用可能でないことが確認された場合には、召集決定は撤回されなければならない。撤回の決定は、文書で発せられ、送達されなければならない。

第22条 他の役務の算入

服務した兵役及び国境警備義務に基づき従事した国境警備役務は、非軍事役務に算入される。役務義務者が次の各号に掲げるいずれかの事由により役務に従事しなかった日数については、この規定は、適用しない。

1. その責に帰する事由により役務に就かないこと
2. その責に帰する役務の拒否
3. 召集決定の執行停止
4. 戦争役務拒否者としての認定を受けなければ後日従事しなければならなかった金銭及び現物給付を伴わない休暇
5. 戦争役務拒否者としての認定を受けなければ後日従事しなければならなかった自由刑、処罰拘禁、少年刑罰、少年拘禁又は懲罰拘禁の服役
6. 確定力を有する有罪判決の結果を生じた役務中の未決勾留

第22 a 条 他国の兵役及び非軍事役務の算入

- (1) 連邦家族省は、外国軍で服務した兵役又は兵役に代わる他の役務を、個々の場合において、その全部又は一部を、この法律による非軍事役務に算入することができる。兵役又は兵役に代わる他の役務は、法律の規定に基づきこれに従事した場合に算入されるものとし、連邦国防省が外国軍編入に同意した場合にもこれを適用する。
- (2) 連邦家族省は、第1項に規定する権能を連邦非軍事役務庁に委任することができる。外国軍で服務した兵役及び兵役に代わる他の役務の算入の申請は、連邦庁に対して行われなければならない。この場合には、連邦庁は、証明のために役務義務者の宣誓に代わる保証を要求することができる。

第23条 非軍事役務監視

- (1) 戦争役務拒否者として認定された者は、非軍事役務監視に服する。非軍事役務監視は、戦争役務拒否者として認定された者が32歳に達した年の満了をもって終了する。
- (2) 非軍事役務監視の下にある間、戦争役務拒否者として認定された者は、住居の変更を1

週間以内に届け出なければならないが、この期間内に、州の住民登録法の規定による通常の届出義務に従う場合には、この限りでない。さらに、戦争役務拒否者として認定された者は、次の各号に掲げた事項を連邦庁に遅滞なく届け出なければならない。

1. 恒常的居所を8週を超えて離れる計画
 2. 第8条、第9条、第10条第1項、第11条第1項及び第3項並びに第14条から第15条までの規定による非軍事役務からの除外事由の発生
 3. 期間を分割した非軍事役務（第24条第3項）への徴用の要件事実の消滅及び猶予の要件事実の予定された時点以前の消滅
 4. 戦争役務拒否者として認定された者が非軍事役務における特別な任務に就くことが予定されている場合における、その職業教育の修了及び変更並びに職業の変更
- 戦争役務拒否者として認定された者は、連邦庁の通知が遅滞なく本人に届くように配慮しなければならない。
- (3) 防衛充員官庁は、兵役義務法第24 a 条の規定により届出官庁から引き渡された、防衛監視に服さない者の個人情報、非軍事役務監視を目的として、連邦庁に伝達する。連邦庁は、この目的のために必要でない個人情報を消去する。
 - (4) 戦争役務拒否者として認定された者は、非軍事役務監視の下にある間、兵役義務法第1条第2項に規定する要件を具備することなく3月を超えてドイツ連邦共和国を離れようとする場合には、さらに連邦庁の認可を得なければならない。認可された期間を超えてドイツ連邦共和国外に滞在しようとする場合又は認可義務のないドイツ連邦共和国外での滞在を3月を超えて延長しようとする場合にも、同様に認可を得なければならない。当該認可は、戦争役務拒否者として認定された者に非

軍事役務の召集が差し迫らない間に、与えられなければならない。戦争役務拒否者として認定された者にとり認可の拒否が特別に苛酷な——防衛事態にあっては極めて苛酷な——状態となる場合には、認可は、この期間を超えて与えなければならないものとし、第13条第1項の規定を準用する。連邦家族省は、当該認可義務の例外を認めることができる。

(5) 戦争役務拒否者として認定された者が第24条第2項第1文に規定する期間、非軍事役務に従事した場合には、連邦家族省が防衛事態における非軍事役務の確保のために命ずる範囲でのみ、第2項第1文第2号から第5号まで【訳注：第1号から第4号までの誤り。】に掲げる事項を届け出る義務が課される。

(6) 戦争役務拒否者として認定された者で次の各号に該当するものは、第2項に掲げられた義務を免除される。

1. 非軍事役務の能力がない者
2. 非軍事役務から継続的に排除されている者
3. 非軍事役務を免除された者
4. 第14 a 条から第15 a 条までに規定する非軍事役務からの除外事由のいずれかにより召集の対象として考慮されない間、非軍事役務に徴用されない者

この規定は、非軍事役務からの除外事由の届出には適用しない。

(7) 戦争役務拒否者として認定された者は、召集の対象として考慮されない間、特別な場合において、第2項に定める義務の全部又は一部の免除を受けることができる。

(8) 非軍事役務監視の下にある間、戦争役務拒否者として認定された者の居所の確定に関しては、兵役義務法第24 b 条の規定を準用する。

第23 a 条 連行

召集又は第19条第2項の規定による変更決定

に断りなく応じない役務義務者を、召集決定又は変更決定に指示された場所に連行するよう、警察に要請することができる。警察は、連行を目的として当該役務義務者の住居その他の場所に立ち入り、搜索する権限を有する。その他の住居及び場所についても、当該役務義務者がそこに潜入することにより警察の直接差し迫った捜査を免れようとする場合には、夜間を除き、同様とする。

第4章 役務義務者の法的地位

第24条 非軍事役務の期間

(1) 非軍事役務には、定められた役務開始の時点において25歳未満の役務義務者が従事する。第1文にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、定められた役務開始の時点において28歳未満の役務義務者が非軍事役務に従事する。

1. 第11条の規定による猶予のために、25歳に達する前に非軍事役務に徴用することができず、その後当該猶予の事由がなくなった場合
2. 外国におけるその他の役務に従事する義務を負うため(第14 b 条)、ボランティア年に従事する義務を負うため(第14 c 条)、又は自由な労働関係に従事するために(第15 a 条)、27歳に達する前に、非軍事役務に徴用することができなかった場合
3. 25歳に達する前に、第23条第4項の規定により必要とされる認可を受けることなく、少なくとも一時的にドイツ連邦共和国外に滞在していた場合
4. 第44条第2項の規定により非軍事役務を除隊したとみなされるが、第4項の規定により後日従事する義務を履行しなければならない場合

第1文及び第2文にかかわらず、次の各号の

いずれかに掲げる場合には、定められた役務開始の時点において32歳未満の役務義務者が非軍事役務に従事する。

1. 基本兵役期間中にその職業教育を理由として、特に軍事専門的に使用されたであろう場合又は使用された場合（兵役義務法第5条第1項及び第40条）
2. 民間防衛活動若しくは災害救助活動における救助隊員としての役務に従事する義務を理由として（第14条）、又は、開発途上国奉仕役務に従事する義務を理由として（第14a条）、25歳に達する前に非軍事役務に徴用されなかった場合
25歳に達する前に、又は、25歳の時点まで続く兵役からの除外が開始する前に、戦争役務拒否法の規定による認定手続を理由として基本兵役に召集することができなかつた役務義務者においては、非軍事役務に従事する期間を、認定手続に要した期間の分だけ延長するが、28歳を超える場合はこの限りではない。
第79条第1号は、影響を受けない。
- (2) 非軍事役務の期間は、基本兵役（兵役義務法第5条）より1月長いものとする。基本兵役の全部を終了した役務義務者の場合については、この延長分の期間を3分の1短縮する。
第79条第1号は、影響を受けない。兵役義務法第5条第2項第1文及び第2文の規定の準用により期間を分割して従事する非軍事役務については、最初の期間は、7月とする。以後の期間については、召集決定において定める。
- (3) 役務義務者は、特に苛酷な状態のために期間を分割して徴用しなければ非軍事役務を猶予せざるを得ない場合には、期間を分割して非軍事役務に徴用することができる。
- (4) 役務義務者は、非軍事役務関係にある間、次の各号に掲げるいずれかの事由により役務に従事しなかつた日数については、後日従事

しなければならない。

1. その責に帰する非軍事役務からの不在
2. その責に帰する非軍事役務の拒否
3. 召集決定の執行停止
4. 自由刑、処罰拘禁、少年刑罰又は少年拘禁の服役
5. 確定力を有する有罪判決の結果を生じた未決勾留

第25条 非軍事役務の開始

非軍事役務関係は、召集決定において定められた役務義務者の役務開始の時点又は第19条第2項の規定による変更決定において定められた変更の時点に開始する。

第25a条 オリエンテーション

- (1) 役務従事者は、役務開始時に次の各号に掲げる講習を受ける（オリエンテーション）。
 1. 非軍事役務の本質及び任務に関する講習並びに役務従事者としての権利及び義務に関する教習
 2. 公民の問題に関する教習
 3. 必要のある限りにおいて、役務従事者が従事する予定の業務の説明
- (2) 第1項に掲げる講習の実施は、作業機関及び当該作業機関が所属する団体に、その同意を得て委託することができる。州の機関が委託された場合には、当該機関は連邦の委託により活動する。講習に係る費用は、適切な範囲で支給することができ、連邦家族省は、統一的な支給基準を定めることができる。
- (3) 第1項第2号の規定による教習において、政治的な問題を扱う際には、それが一面的な意見の表明に限定されてはならない。教習は、役務従事者がある特定の政治的方向の利益又は不利益となるような影響を受けることのないように、全体を構成しなければならない。
- (4) 役務従事者は、オリエンテーション期間中、

役務宿舎に宿泊しなければならない。第19条第3項第1文の規定を準用する。

第25 b 条 研修

- (1) 役務従事者は、役務の開始にあたり、作業機関において従事する予定の業務の研修を受ける(研修)。研修においては、役務従事者に、当該業務のために必要な知識及び技術を教授し、その際、役務従事者が第25 a 条第1項第3号の規定によるオリエンテーションに既に参加したか、又はこれから参加するのかを考慮する。研修の期間は、業務の種類及び役務従事者が事前に受けた教育によって定めるものとする。看護業務及び介護業務にあっては、当該期間は、原則として少なくとも4週間とする。役務従事者は、研修終了後に、従事する予定の業務を行うことが許される。
- (2) 役務従事者の業務の種類を変更する場合には、第1項の規定を準用する。

第25 c 条 公民権

役務従事者は、他の公民と同じ公民権を有する。役務従事者の権利は、非軍事役務の必要の範囲内において、法律に基づく義務による制約を受ける。

第26条 民主的な基本秩序の尊重

役務従事者は、そのすべての行動において、基本法にいう自由で民主的な基本秩序を尊重しなければならない。

第27条 基本義務

- (1) 役務従事者は、その役務を良心的に遂行しなければならない。役務従事者は、自らの役務に従事する団体に順応しなければならない。役務従事者は、その行動を通じて、役務機関内部における労働の平穏及び共同生活を害してはならない。

- (2) 役務外において、役務従事者は、役務宿舎の外部で、非軍事役務又は自らが役務に従事する作業機関の信用を著しく損なうことのないよう行動しなければならない。
- (3) 特に人命を救助し、又は公衆を脅かす損害を回避するために必要である場合には、役務従事者は、役務に伴う危険を負担しなければならない。
- (4) 役務従事者は、非軍事役務の目的にとって必要である場合には、教育を受けなければならない。

第28条 秘密の保持

- (1) 役務義務者は、非軍事役務からの離脱後であっても、役務活動に際して知り得た事項に関し秘密を保持しなければならない。ただし、この規定は、役務上の連絡における伝達又は周知の事実若しくはその価値からして秘密を保持することを要しない事実については、適用しない。
- (2) 役務義務者は、第1項の事項について裁判所及び裁判所外において許可なく証言し、又は公表してはならない。許可の拒否については、連邦家族省が決定するものとして、連邦官吏法第62条の規定を準用する。
- (3) 役務義務者の法律に基づく犯罪の告発義務は、影響を受けない。

第29条 政治活動

- (1) 役務従事者は、役務中は、ある政治的方向の利益又は不利益となるように活動してはならない。他人との会話において自己の意見を表明する権利は、影響を受けない。
- (2) 役務宿舎及び役務施設内における自由時間中の自由な意見表明は、団体内の共同生活を妨害するものであってはならない。役務従事者は、そこで演説し、文書を配布し、又は政治組織の代表者として活動することによって

特定の政治団体の宣伝者として影響力を行使してはならない。互いに尊重しあわなければならない。

第30条 役務命令

- (1) 役務従事者は、連邦庁長官、役務機関の長並びに他の役務従事者を含めて指導及び監督の任務を委任された者（以下「上司」という。）の役務命令に従わなければならない。当該委任は、当該役務従事者に告知されていなければならない。
- (2) 役務従事者が役務命令の適法性に関する疑義を申し出た場合において、当該命令が固持されたときは、役務従事者は、当該命令に従わなければならないが、当該命令が役務の目的のために発せられたものでない場合若しくは人間の尊厳を損なう場合又は当該命令に従うことにより犯罪若しくは秩序違反を犯すこととなる場合には、この限りでない。
- (3) 命令の遂行が犯罪又は秩序違反にあたり、かつ、犯罪若しくは秩序違反にあたるものが当該役務従事者に認識されている場合又は当該役務従事者に知り得た事情により明白である場合を除き、役務命令に従う場合には、役務従事者は、自己の責任を免除される。

第30 a 条 上司の義務

上司は、部下の役務従事者に対し配慮しなければならない。上司は、役務監督の義務を負う。上司は、役務の目的のためにのみ、かつ、法律及び役務規則を遵守してのみ、役務命令を発することができる。

第31条 役務宿舎；共同給食

役務従事者は、役務命令に基づき、役務宿舎に居住し、及び共同給食に参加する義務を負う。役務宿舎は、連邦庁又は役務機関が割り当てた各宿舎とする。

第32条 労働時間；役務内任務

- (1) 役務従事者の労働時間は、当該役務従事者に割り当てられた職場において、同等の従業員に対して適用される規則又は適用されるべき規則に従う。当該規則が存在しない場合に限り、連邦官吏に適用される労働時間に関する規則を準用する。
- (2) 第1項の規定により適用される労働時間のほかに、役務従事者は、役務に関する教習に参加し、及び役務に配属したことによって生じた任務その他役務の遂行に必要な任務を引き受けなければならない（以下「役務内任務」という。）。)
- (3) 第2項の規定による役務従事者の使用は、1日につき2時間を超えてはならない。

第32 a 条 労働争議の際の使用

作業機関が直接に関係する労働争議の期間中は、当該作業機関において労働争議の結果として中止されている作業に、役務従事者を従事させることは許されない。

第33条 兼業

- (1) 役務従事者が兼業を行う場合には、許可を要し、許可は、当該兼業が役務の遂行を脅かし、又は役務の要件に反する場合にのみ拒否することが許される。
- (2) 自己の財産又は自己の用益下にある財産の管理及び著述、学術、芸術又は講演活動については、許可を要しない。これらの兼業活動が役務の遂行を脅かし、又は役務の要件に反する限り、これを禁止することができる。

第34条 責任

- (1) 役務従事者が故意又は重大な過失により自己に課せられた義務に違反する場合には、任務を付与した使用者に対し違反により生じた損害を賠償しなければならない。複数の役務

従事者が共同して損害を生じさせた場合には、連帯債務者として責任を負う。

- (2) 第1項の規定による請求権は、使用者が損害及びその賠償義務者を知り得た時点から3年、これらを知ると否とにかかわらず行為時から10年をもって時効により消滅する。使用者が第三者に損害賠償を行った場合には、使用者が損害について知り得た時点ではなく、損害に対する第三者の賠償請求権がこの者に対して使用者によって認諾された時点又は使用者に対しその法的確定力が確認された時点から起算する。
- (3) 役務従事者が使用者に賠償を行い、かつ、使用者が第三者に賠償請求権を有している場合には、賠償請求権は、役務従事者に移転する。

第35条 扶助、金銭及び現物給付、旅費、休暇

- (1) この法律に別段の定めがない限り、役務義務者に対する扶助、金銭及び現物給付、旅費並びに休暇の問題については、兵役義務に基づく兵役に服す最下級軍人に適用される規定が準用される。
- (2) 3月の役務期間経過後、役務従事者の適性、能力及び成績により正当と認める場合には、軍人給与表2号の給与を役務従事者に支給することができる。6月の役務期間経過後、軍人給与表2号の給与を支給されている役務従事者に対し、適性、能力及び成績により軍人給与表3号の給与を支給することができる。連邦家族省は、連邦国防省及び連邦財務省と協議して第1文及び第2文の規定を実施するための行政規則を定める。
- (3) 役務従事者の医療扶助を保障するための医療団体及びその連合体との契約並びに旅費支払猶予のための公共鉄道との契約は、所轄の連邦省が締結する。
- (4) 役務従事者には、無償で作業衣が支給され

るものとする。作業時及び役務内任務の際には、この着用が義務づけられる。役務中の自分の衣服の損耗及び不時の損傷による補償は、役務従事者に作業衣が支給されていないか、又はこれの着用を義務づけられていなかった場合にのみ、請求することができる。

- (5) 非軍事役務遂行中に発生した事故で役務従事者が携帯していた物が損傷、破壊又は亡失した場合には、役務従事者は、それに対する補償を請求することができる。事故後の応急措置により特別の経費が生じた場合には、証明可能な必要経費については、役務従事者に補償されなければならない。損傷、破壊又は亡失した役務従事者の衣服に対する補償は、第1文及び第2文の規定により、第4項第3文の要件を満たす場合に限り行われる。第1文から第3文は、第47条及び第47a条の規定による援護請求権の事由となる他の事故にも適用される。第50条第5項の規定を準用する。
- (6) (削除)
- (7) 役務従事者が死亡した場合には、死亡した月に係る給付に関する官吏援護法第17条の規定を準用する。
- (8) 役務義務者が非軍事役務関係にある間に役務災害により死亡した場合には、両親又は死亡時に家族として共同生活を営んでいた養父母は、兵役義務を有する軍人に関する規定に定める額に相当する死亡一時金を受給する。第50条第5項の規定を準用する。

第36条 人事記録

- (1) すべての役務義務者について人事記録を管理しなければならないものとし、それは、秘密に取り扱い、権限のない閲覧から保護しなければならない。人事記録には、役務義務者の役務関係と直接の内的な関連を有する限り、役務義務者に関するデータファイルに蓄積されたデータを含むすべての記録が含まれ

（人事記録データ）、また適格性の確認に関する適格性文書中の記録も含まれる。個人及び役務関係から客観的に切り離されるべき特別な目的に資する記録、特に医師の診察、治療に関する記録は、人事記録の一部を構成しないものとし、これにアクセスする権限を有するのは、医療部門及び医療担当職員のみとする。人事記録データは、この法律の執行並びに戦争役務拒否者の認定の取消し又は撤回の開始及び執行の目的にのみ、役務義務者の同意なしに利用することが許されるものとし、この規定は、自動化されたデータファイルにおける人事記録データの処理（蓄積、変更、提供、封鎖及び消去）及び利用にも適用する。

- (2) 役務関係の設定、遂行、終了若しくは事後処理若しくは組織的、個人的及び社会的措置の遂行のため、特に人事計画及び人材投入の目的のために必要である場合又は法令の規定によって認められている場合には、個人関連データを収集することが許される。個人関連データの収集に使用する調査票は、1994年1月1日から所轄の最上級官庁による許可を必要とする。
- (3) 人事記録へのアクセスは、この法律の執行のために必要である場合にあっては、人事問題を管轄する者のみに許され、及び第1項にいう取消し又は撤回の手続のために必要である場合にあっては、当該手続に従事する者のみに許される。役務関係の目的規定の枠内で必要とされる場合には、役務義務者の同意なしに、人事記録を連邦家族省の所掌範囲内において他の機関及び医師に送付することが許される。人事記録は、連邦庁の委任を受けて非軍事役務のために医学的鑑定書を作成する医師には、役務義務者の同意なしに提供されることが許される。人事記録からの情報の提供については、第1文から第3文の規定を準

用する。情報の提供で足りる場合には、送付を差し控えなければならない。第三者への情報提供は、特段の法律の定めがない場合には、役務義務者の同意のみにより行うことが許されるが、公共の福祉の著しい損害の防止、第三者の正当でより高次の利益の保護又は第1項にいう取消し若しくは撤回の手続の執行上、これを必要とする場合には、この限りでない。情報提供の内容及び受取人については、役務義務者に書面で通知しなければならない。情報の提供を請求する機関が連邦庁に対し、通知が公共の安全及び秩序を脅かし、又は公共の福祉を損なう可能性があるとして表明した場合には、通知義務は、生じない。別に法令が定める場合を除き、他の官庁による自動化されたデータの呼出しは、許されない。

- (4) 役務義務者に不都合な又は不利益となる苦情、主張及び評定については、人事記録に採録する前に当該役務義務者の意見を聞かなければならない。その意見は、人事記録に記載しなければならない。第1文及び第2文による関係文書は、役務義務者の申立てにより、3年後に人事記録から除去し、及び廃棄しなければならないが、当該関係文書が役務評定中に採録された場合又はより長期の抹消期限を別に法律で定める場合には、この限りでない。除去のための期間は、役務義務者に対する刑事又は懲戒の手続の開始により、定例的に中断される。
- (5) 役務義務者の人事記録は、非軍事役務関係の終了後、特に役務義務の履行のために又は援護法上の理由により必要とされる期間、保管しなければならない。人事記録は、連邦文書館に引き渡されない限り、遅くとも60歳に達した時点で、廃棄しなければならない。データファイルに蓄積された情報については、第1文及び第2文の規定を準用する。戦争役務拒否法の第2条第6項及び第23条は、影響を

受けない。

- (6) 役務義務者は、非軍事役務関係からの離脱後においても、その完全な人事記録を閲覧する権利を有する。役務上の理由が妨げない場合には、代理人に対し、閲覧を保障しなければならない。正当な利益が説明される場合には、遺族についてもこの規定を適用する。人事記録からの情報の提供については、第2文及び第3文の規定を準用する。
- (7) 役務義務者は、別に法律が定める場合を除き、当該役務義務者に関する個人関連データが記載されたその他の記録で、その役務関係のために処理又は利用されたものをも閲覧する権利を有する。当事者のデータが、第三者のデータ若しくは機密保持を要する個人関連以外のデータから分離することができないか又は過度に大きい負担を伴わなければ分離することができない程度に結合している場合には、閲覧は、許されない。この場合には、当該役務義務者に情報の提供を行わなければならない。
- (8) 連邦家族省は、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、次の各号に掲げる事項について細目を定める。
1. 非軍事役務関係からの離脱後の期間のものを含む役務義務者の人事記録の作成及び管理
 2. 自動化されたデータファイルに蓄積された情報の提供及び消去又は所在を含む人事記録の送付、保管及び廃棄の手續又はその所在並びにこれに関与した機関
 3. 蓄積された情報の呼出し手段を含む自動化されたデータファイルの構築及び運用
 4. 閲覧の保障方法の細目及び人事記録又は自動化されたデータファイルからの情報提供方法の細目
 5. 刑法典第203条第1項第1号及び第2号にいう者であって、役務義務者への無償の医

療扶助の枠内で活動し、使用者により役務義務者の診察又は当該役務義務者に関する鑑定書の作成を委託されたものが医療上の秘密に属する個人関連データを開示する権限

第36 a 条 公民の教習

役務従事者は、オリエンテーションのほかにも、公民の問題について教習を受けるものとし、その場合には、第25 a 条第3項の規定を準用する。

第37条 役務従事者の参加

役務従事者の参加【訳注：事業所委員会等への参加】については、1991年1月16日の非軍事役務従事者の利益代表者に関する法律（連邦法律公報第I部47、53頁）の定めるところによる。

第38条 信教への配慮

役務従事者は、妨害を受けずに宗教上の行為を行う権利を有する。礼拝の参加は、任意とする。

第39条 医師の診察

- (1) 戦争役務拒否者として認定された者は、次の各号の場合においては、医師の診察を受けなければならない。
1. 召集前に、非軍事役務能力を有しない又は一時的に有しないと認められる事由が生じたとき。一時的な非軍事役務無能力のために非軍事役務に就くことが猶予されたとき及び召集の直前2年間に本人の使用可能性を確認することができなかった場合において本人が医師の診察を申請したときも、また同様とする。
 2. 役務開始後遅滞ない時点
 3. 非軍事役務中に、本人につき次のいずれかに該当する事実があると認められる事由

が生じたとき。

a) 非軍事役務能力を有しなくなったこと
又は一時的に有しなくなったこと。

b) 非軍事役務災害を受けたこと。

4. 除隊前に、本人につき非軍事役務災害を受けたものと認められる事由が生じたとき
又は本人が非軍事役務災害の申立てをしたとき。

(2) 戦争役務拒否者として認定された者は、命じられた診察を受けてこれを受忍しなければならない。この場合については、第23条の規定を準用する。医師の診察措置で身体の完全性に対する重大な侵襲となるもの又は役務義務者の生命若しくは健康に対する重大な危険を伴うものは、本人の承諾を得なければ行うことが許されない。ただし、耳朶、指若しくは静脈からの採血又は放射線検査等の簡易な医療措置は、この限りでない。

(3) 第1項第4号の規定による診察の際に役務従事者が自ら選択した医師の診断を受ける権利は、影響を受けない。連邦庁は、他の証拠を調べることができる。この場合については、第20条の規定を準用する。

第40条 健康の保持、医的侵襲

(1) 役務従事者は、その健康を保持し又は回復するため、できる限り自ら努力しなければならない。役務従事者は、故意又は重大な過失により自ら健康を害してはならない。

(2) 感染症の予防及び蔓延の防止に必要な措置が講じられる場合に限り、役務従事者は、その身体の完全性に対する医学的侵襲を受忍しなければならない。これにより、1988年12月20日の法律第8条により最終改正された1979年12月18日告示の法文による連邦伝染病法（連邦法律公報第I部2262頁、1980年第I部151頁）第32条第2項第2文の規定は、影響を受けない。

(3) 受忍を期待することができる医療行為を役務従事者が拒んだ場合において、これによりその役務能力又は就業能力に良好でない影響があったときは、その限りにおいて本来役務従事者に給付すべき援護を拒否することができる。役務従事者の生命又は健康に対する重大な危険を伴う医療行為は、受忍を期待することができないものとし、手術が身体の完全性に対する重大な侵襲となる場合については、手術も、また同様とする。

第41条 異議申立て及び審査請求

(1) 役務従事者は、異議申立て及び審査請求をすることができ、この場合において、役務従事者は、手続を遵守しなければならない。審査請求手続は、連邦家族省を最上級審査庁とする。

(2) 役務機関の長の処分についての審査請求は、直接、連邦庁の長官に対して行うものとし、連邦庁の長官の処分についての審査請求は、直接、連邦家族省に対して行うものとする。

(3) 共同の審査請求は、不適法とする。

第5章 非軍事役務の終了；援護

第42条 非軍事役務の終了

非軍事役務は、除隊又は排除により終了する。

第43条 除隊

(1) 次の各号に掲げる場合には、役務従事者を除隊させなければならない。

1. 非軍事役務のために定められた期間が満了した場合

2. 役務従事者に兵役義務がなかった場合又は兵役義務が停止若しくは終了している場合

3. 使用可能性を確認する徴兵検査決定、召

集決定又は第19条第2項の規定による変更決定が破棄される場合

4. 役務従事者が第11条第2項又は第4項の規定により非軍事役務を猶予される場合
 5. 召集決定が第8条、第10条、第11条第1項から第3項まで及び第14条から第15a条までのいずれかに規定する非軍事役務からの除外を理由として取り消され、又は撤回されなければならなかった場合
 6. 第8条、第10条、第11条第1項第2号及び第3項のいずれかに規定する非軍事役務からの除外の効果が生じる場合
 7. 役務従事者のこれまでの行動により、今後さらに役務に従事すれば非軍事役務の規律に重大な危険を及ぼす場合
 8. 役務従事者が代替不可能と決定された場合
 9. 戦争役務拒否者を認定する決定が取り消され、又は撤回された場合
 10. 役務従事者が良心上の理由により武器をもってする戦争役務をもはや拒否していないことを連邦庁に対して書面で表明する場合
 11. 役務従事者が一時的に非軍事役務に服する能力を失い、非軍事役務のために定められた期間内に非軍事役務に服する能力の回復が期待できない場合において、役務従事者が除隊を申立て又は除隊に同意するとき。
- (2) 次の各号に掲げる場合には、役務従事者を除隊させることができる。
1. 家庭上、職業上又は経済上の事由等役務従事者の個人的事由で、役務開始所定の時点若しくは第19条第2項の規定による変更の時以後に生じたものにより、又はすでに生じていた事由に付加されたものにより、引き続き非軍事役務に従事することが特に苛酷な状態となる場合。この場合について

は、第11条第4項第2文第1号及び第2号並びに第13条第1項第2文及び第3文の規定を準用する。

2. 自由刑若しくは3月以上の処罰拘禁又は保護観察処分が付されていない少年刑罰が役務従事者に宣告された場合。保護観察のための少年刑罰の停止が撤回される場合にも、同様とする。

第44条 非軍事役務の終了時

- (1) 除隊の場合において、非軍事役務関係は、除隊期日の経過とともに終了する。
- (2) 役務従事者が除隊しなければならない日に、明文の許可を得ることなく役務機関に滞在しない場合又は召集決定の執行が停止された場合には、当該役務従事者は、当該期日の経過とともに除隊したものとみなす。第24条第4項の要件により後日従事する義務は、影響を受けない。
- (3) 役務従事者が除隊時点で医師の入院命令書に基づいて入院治療中である場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、本人が召集された非軍事役務は、終了する。
 1. その入院治療が除隊時点後3月以内に終了したとき。
 2. 本人が非軍事役務関係の継続に同意しない意思を3月以内にその表示の日付を記載した書面で表示するとき。

第45条 排除

- (1) 役務従事者は、基本法の適用領域にあるドイツの裁判所の判決により、第9条第1項に規定する刑罰、処分又は付随効果を宣告されている場合には、非軍事役務から排除される。非軍事役務関係は、当該判決の確定期日が経過した時をもって終了する。
- (2) 再審手続において第1項の刑罰、処分又は付随効果のいずれも宣告されない場合には、

非軍事役務から排除された者に対して兵役義務の遂行からの排除により不利益な効果を生じさせることは許されない。

第45 a 条 刑事事件における通知

- (1) 非軍事役務従事者の刑事事件については、官吏法大綱法第125 c 条第 1 項から第 6 項までの規定を準用する。
- (2) 通知は、連邦非軍事役務庁に対して行わなければならない、かつ、「秘密の個人的事件」として特記しなければならない。

第46条 役務期間証明書及び役務証明書

- (1) 非軍事役務に従事した者は、役務の終了後に役務期間証明書を取得する。
- (2) 非軍事役務に従事した者が 3 月以上実際の役務を遂行した場合には、本人の申立てにより、非軍事役務の終了後に役務の種類及び期間並びに役務における勤務状況及び成績についての情報を記載した役務証明書を交付しなければならない。
- (3) 第 2 項の要件が満たされる場合には、役務の終了前の適時に、仮役務証明書を交付しなければならない。

第47条 援護

- (1) 役務義務者は、非軍事役務災害を受けた場合には、この法律に別段の定めがない限り、役務関係の終了後、当該被害により被害の健康上又は経済上の結果を理由として、申立てに基づき、連邦援護法【訳注：戦争被害者の援護に関する法律 BGBI. I 1960 S.453】の規定の準用により、援護を受ける。同様に、災害を受けた役務義務者の遺族は、申立てに基づき援護を受ける。この場合については、連邦援護法第64 e 条の規定は、準用しない。
- (2) 非軍事役務災害とは、役務の遂行自体により、役務を行っている間に遭遇した事故によ

り又は当該役務に特有の事情により生じた健康上の被害をいう。

- (3) 次の各号に掲げる原因により生じた健康上の被害についても、非軍事役務災害とする。
 1. 役務従事者に対する次の理由による危害
 - a) 役務従事者が義務に従い行う役務上の行為
 - b) 役務従事者の非軍事役務従事者としての身分
 2. 役務従事者又は元役務従事者が次のいずれかに該当する事由により遭遇した事故
 - a) 認定医療措置、温泉療法、集団療法として行われる身体障害者の身体訓練若しくは連邦援護法第26条の規定によるリハビリテーションのための就職促進措置を受けるための往復の経路にあるとき又は所轄の官庁若しくは裁判所の要請に応じて援護を求めて自ら出頭するための往復の経路にあるとき。
 - b) a) に規定する措置の一が実施されているとき。
- (4) 次の各号に掲げる行為は、この条の非軍事役務に含まれるものとする。
 1. 非軍事役務に関する出張、移動及び定められた目的地での活動
 2. 役務従事者による役務上の行事への出席
- (5) 次の各号に掲げる行為も、非軍事役務とみなす。
 1. 役務義務者が、非軍事役務の遂行を所管する官署の指示に基づいて出頭すること。
 2. 非軍事役務の開始に際しての赴任の経路又はその終了に際しての帰還の経路にあること。
 3. 非軍事役務に関して役務機関との往復の経路にあること。
 4. (削除)役務義務者が次に掲げる理由のために住居と役務機関との間の直接的な経路から逸脱する

場合においては、非軍事役務との関係は、なお中断されていないものとみなす。

- a) 役務従事者と生計を一にする同居の子について、役務従事者本人の当該役務への従事又はその配偶者の職業上の活動により保育を行うことができないことを理由として、他人にその保育を委ねるため
- b) 役務従事者が役務機関への往復に、他の役務従事者、職業に従事している者又は法定災害保険の被保険者と共同で一の交通手段を利用するため

役務従事者の通常の世帯用住居と役務場所との距離の隔たりのため又は役務場所若しくはその近隣に設置された役務宿舎に居住する義務のために、役務従事者が宿舎に入居した場合には、その世帯用住居への往復の経路についても第1文第3号及び第2文の規定を適用する。

- (6) 眼鏡、コンタクトレンズ、義歯その他の身体に装着する補助器具の損傷については、第2項の健康上の被害と同等とする。
- (7) 非軍事役務災害による健康障害を認定するには、因果関係の蓋然性で足りるものとする。確認された傷病の原因について医学的な知見に不確実な点があるという理由のみのために非軍事役務災害の健康障害の認定に必要な蓋然性が認められていない場合には、連邦労働・社会秩序省の承認により、なお非軍事役務災害の結果として生じた健康障害を認定することができるものとし、この場合において、連邦労働・社会秩序省は、原則としてこれを承認するものとする。第1文及び第2文に基づく認定並びに当該認定に基づく行政行為は、健康障害が非軍事役務災害の結果として生じたものでないことが明らかになった場合には、遡及して取り消されるものとし、既に提供された給付については、返還する義務を負わない。被害を受けた本人が故意に招致し

た被害については、非軍事役務災害でないものとみなす。

- (8) 連邦援護法第60条の規定は、非軍事役務関係が終了する日の翌日より前に援護が開始されない場合に限って適用するものとし、同第1項の規定は、非軍事役務関係の終了後1年間に最初の申立てが行なわれる場合において、役務関係が終了する日の翌日から援護が開始されるときに限って適用する。戦争役務拒否者として認定された者が行方不明の場合において、その残された家族を第1項の規定により援護すべきときは、当該家族への援護は、連邦援護法第61条の規定にかかわらず、非軍事役務への従事を根拠とする給与の支払いが終了する月の翌月1日から開始することができる。
- (9) 非軍事役務災害に基づく請求が、災害に基づく請求で連邦援護法第1条の規定又は連邦援護法の適用を定める他の法律の規定によるものと競合する場合には、被害全体の結果から生じた稼得能力の減少を考慮した上で、単一の年金が決定されなければならない。
- (10) 連邦援護法第36条の規定は、戦争役務拒否者として認定された者が非軍事役務に従事している間に死亡した場合において、連邦庁がその遺体の埋葬又は移送を行ったときは、準用しないものとする。
- (11) 連邦援護法第55条の規定は、第1項の規定による請求と競合する場合についても、準用しなければならない。

第47 a 条 特別な場合における援護

役務従事者が公共の利益又は非軍事役務の利益に資する活動を行うために休暇を与えられている場合において、当該役務従事者が当該活動により又は当該活動中の事故により健康上の被害を受けたときは、本人又はその家族は、連邦労働・社会秩序省の承認を得た上で、その被害

から生じた結果について、非軍事役務災害から生じた結果の場合と同様の援護を受けることができる。

第47b条 特別な場合における事故に対する援助

- (1) 連邦援護法第10条第4項又は第5項の規定を準用したこの法律の第47条第1項の規定による受給権者又は受給者は、連邦援護法第12条第1項若しくは第4項又は第26条の規定を準用したこの法律の第47条第1項の規定による入院措置の実施に当たって生じた事故又は往復の経路で生じた事故による健康上の被害を受けた場合には、当該被害の健康上又は経済上の結果を理由として、申立てに基づき、連邦援護法の規定の準用により、援護を受ける。前文の受給権者又は受給者に対する所管の給付事業者又は裁判所の要請に応じて援護のために本人が出頭した際に遭遇した事故についても、連邦援護法の規定を準用する。
- (2) 介護者が連邦援護法第12条第3項の規定を準用したこの法律の第47条第1項の規定による温泉療法中に事故に遭遇した場合には、第1項の規定を準用する。
- (3) この法律の第47条第3項第2号aに規定する往復の経路で被害の結果必要となった被害者の付添いをする際に生じた事故又は同号aに掲げる措置の実施中必要な付添いをする際に生じた事故により、社会法典第7編第2条第1項第1号又は第9号の規定による保険の対象とならない付添者が健康上の被害を受けた場合には、第1項第1文の規定を準用する。ただし、付添者の健康上の被害が第47条第2項に規定する非軍事役務災害に該当する場合には、第1文の規定を適用しない。
- (4) 第47条第6項の規定を準用する。

第48条 特別な場合の認定医療

- (1) 非軍事役務に従事した者で、非軍事役務関係の終了時に認定医療を要する健康障害を負っていたものは、連邦援護法第10条第1項及び第3項、第11条、第11a条並びに第13条から第24a条までの規定の準用により、給付を受ける。第1文の規定を準用する場合において、確定した健康障害は、認定を受けた被害結果と同様とする。
- (2) 第1項の規定による給付は、非軍事役務関係の終了後3年を限度として行う。当該期間満了以前に第47条の規定による請求が認定された場合には、認定された時点までに限り、給付を行う。特別な場合には、連邦労働・社会秩序省との協議により、3年を超えて給付を行うことができる。給付額は、第47条の規定による請求に基づき算定される。
- (3) 次の各号のいずれかに掲げる場合には、第1項の規定にいう給付を請求することができない。
 - a) 保険者（社会法典第4編第29条第1項）が相当する給付の義務を負担する場合又は他の法律による給付——連邦社会扶助法による相当の給付を除く——が行われなければならない場合。ただし、これらの給付の額を超える部分については、この限りでない。
 - b) 民間の医療保険又は損害保険による請求権を除き、契約上、相当の請求をすることができる場合。ただし、請求することができる額を超える部分については、この限りでない。
 - c) 請求権者が公的医療保険の年間労働報酬限度額を超える所得を有する場合
 - d) 健康障害が自らの故意によって生じた場合

第49条 特別な場合の援護傷病手当金

戦争役務拒否者として認定された者で、非軍

事役務に従事して非軍事役務関係の終了時に非軍事役務災害により就業不能の状態にあるものは、次の各号の基準により、連邦援護法第16条から第16 f 条までの規定の適用を受ける。

1. 戦争役務拒否者として認定された者が稼得活動を行ったことがない場合において、稼得活動を行い、若しくは職業教育を受けることが全く不可能なとき又は症状を悪化させる危険を冒すこととなるときは、この者を就業不能とみなす。非軍事役務関係の終了時をもって、就業不能が開始した時とみなす。
2. 戦争役務拒否者として認定された者が就業不能の開始以前に得ていた所得が所定の期間の経過により非軍事役務関係が終了した結果減少した場合には、この所得減少は、就業不能によるものとみなす。
3. 非軍事役務関係の終了前に役務義務者として得ていた金銭及び現物支給の8分の10を、就業不能の開始前に得ていた所得とみなす。役務義務者が所定の役務開始時点直前の暦月に労働所得を得ていた場合において、当該所得の方が有利なときは、当該所得を基準とする。

第50条 非軍事役務災害の調整金

- (1) 戦争役務拒否者として認定された者は、非軍事役務災害の結果として、連邦援護法第30条第1項及び第31条の規定に定める額の、基礎年金及び重度障害者加算の調整金を受けらる。
- (2) 非軍事役務災害が連邦援護法第1条の規定による被害又は連邦援護法の適用を定める法律に規定する被害と競合する場合には、これらの規定による稼得能力の減少の全部を査定しなければならない。これにより算定された調整金から、連邦援護法第1条の規定による被害又は連邦援護法の適用を定める法律に規

定する被害による稼得能力の減少に対して支給される基礎年金の額を減じなければならない。その差額を調整金として給付しなければならない。

- (3) 第47条第7項第2文及び第47 a 条の規定を適用する。
- (4) 調整金の支給は、要件が満たされた月に開始される。連邦援護法第60条第4項第1文及び第2文並びに第62条第2項及び第3項の規定を準用する。調整金請求権の行使は、非軍事役務の終了時点までに限る。役務義務者が行方不明である場合には、調整金請求権の行使は、連邦庁が行方不明者の死亡を推定した月の末日までに限る。行方不明者が帰還した場合には、その者の調整金請求権は、役務従事に基づく給料が後払いされる期間について復活する。
- (5) 調整金請求権は、譲渡、質権の設定又は差押えをすることができない。過払の調整金の返還債権の相殺は、許される。

第51条 援護の実施

- (1) 第47条から第49条までの規定による援護は、連邦援護法の施行を管轄する官庁により、連邦の委任を受けて実施される。
- (2) 第35条第5項及び第8項並びに第50条に規定する事項については、戦争犠牲者の行政手続に関する法律、社会法典第1編第60条から第62条まで及び第65条から第67条までの規定並びに社会法典第10編の規定を準用しなければならない。被害者への援護が連邦援護法第25条から第27 i 条までの規定による戦争犠牲者援護給付により行われない場合において第1項に規定する事項については、戦争犠牲者援護の行政手続に関する法律、社会法典第1編及び第10編並びに社会裁判所法の事前手続に関する規定を準用しなければならない。
- (3) 被害者への援護が連邦援護法第25条から第

27 i 条の規定による戦争犠牲者援護給付によらない場合における第1項に規定する事項の紛争、第35条第5項及び第8項に規定する事項の紛争並びに第50条に規定する事項の紛争については、社会裁判権を有する裁判所に訴えを提起することができる。社会裁判所法の規定は、次の各号の基準により準用する。

1. 第35条第5項及び第8項並びに第50条に規定する事項について社会裁判権を有する裁判所が、非軍事役務災害又は第47 a 条にいう健康上の被害の問題及び第47条第2項から第7項まで若しくは第47 a 条に規定する事実と健康障害との因果関係について確定判決を下した場合又は第47条第7項第2文にいう健康障害の存在について確定判決を下した場合には、当該判決は、その限りにおいて、同一原因に基づく、第47条第1項の規定による申立てに関する紛争について拘束力を有し、この条の第1項に規定する事項については、この文の前半を準用しなければならない。
 2. 戦争犠牲者援護に関する事項について、州が関係者とみなされる場合には、ドイツ連邦共和国が州を代理する。
 3. ドイツ連邦共和国は、連邦家族省により代表される。連邦家族省は、当該代表権限を一般命令により他の官庁に委任することができるものとし、当該命令は、連邦法律公報において公示しなければならない。
- 第2号及び第3号の規定は、第35条第5項及び第8項並びに第50条に規定する事項に限り適用する。
- (4) 軍人援護法第88条第8項及び第9項の規定を準用する。

第51 a 条 ドイツの統一の回復による移行規定
連邦政府は、連邦参議院の同意を得た法規命令により、統一条約第3条の規定による領域に

おける特別な諸関係を考慮して、役務義務者の非軍事役務災害について移行規定を定める権限を有する。法規命令を定める権限は、この法律の規定にかかわらず、特に、援護給付の種類、算定基礎及び金額並びに停止規則に及ぶ。

第6章 罰則、過料規定及び懲戒規定

第52条 無断の不在

非軍事役務を無断で離脱し、復帰せず又は故意若しくは過失により3暦日を超えて不在にする者は、3年以下の自由刑に処する。

第53条 役務逃亡

- (1) 非軍事役務の義務を継続的に若しくは防衛事態の間免れるため又は役務関係を終了させるために、非軍事役務を無断で離脱し、又は復帰しない者は、5年以下の自由刑に処する。
- (2) 未遂は、罰する。
- (3) 行為者が1月以内に出頭し、非軍事役務の義務に服そうとする場合には、刑罰は、3年以下の自由刑とする。
- (4) 刑法典第30条第1項の規定による関与の未遂に関する規定は、第1項の規定による犯罪に準用する。

第54条 命令への不服従

- (1) 次の各号に掲げる者は、3年以下の自由刑に処する。
 1. 言語又は行動で反抗することによって役務命令に対する服従を拒否する者
 2. 役務命令が反復された後も、当該命令に従わないことに固執する者
- (2) 第1項第1号に該当する者が直ちに遂行することができない役務命令への服従を拒否した場合において、適時かつ自発的に服従したときは、裁判所は、その刑を免除することができる。

- (3) 第1項の場合において、役務命令が拘束力を有しないとき、特に、当該命令が役務上の目的のために発せられたのではないとき若しくは人間の尊厳を侵すとき又は服従により犯罪若しくは秩序違反を犯すこととなるときは、役務従事者の行為は、法律違反とされない。この規定は、役務従事者が命令が拘束力を有すると誤認したときにも適用する。
- (4) 役務従事者は、役務命令の遂行が犯罪又は秩序違反を犯すこととなると誤認したためにこれに服従しなかった場合において、その錯誤が避けられなかったときは、第1項の規定により処罰されることはない。
- (5) 役務命令が他の理由により拘束力を有しないと誤認した役務従事者で、これにより当該命令に服従しなかったものが、その錯誤を避けられなかった場合において、本人の知っている事情によっては拘束力を有しないと誤認した当該命令に対して法的救済手続をもって対抗することが期待できなかつたときは、第1項の規定により処罰されることはなく、これを本人に期待できたときは、裁判所は、第1項に規定する刑を免除することができる。

第55条 共犯

役務従事者でない者についても、この法律に規定する罪に該当する行為の教唆及び幫助並びに役務逃亡(第53条第4項)への関与の未遂は、罰することができる。

第56条 罰金刑の排除

役務従事者がこの法律に規定する罪を犯した場合において、その行為又は性格の中に非軍事役務における規律保持のために自由刑に処することを必要とする特段の事情があるときは、刑法典第47条第2項の規定による罰金刑に処してはならない。

第57条 秩序違反

- (1) 故意又は過失により次の各号に掲げる行為をした者は、秩序違反を犯したものとする。
1. 第23条第2項又は第4項第1文若しくは第2文の規定により非軍事役務監視の下にある間に役務従事者に課される義務に違反すること。
 2. 第39条第2項第1文の規定による命じられた診察を受けてこれを受忍しなければならない義務に違反すること。
- (2) 秩序違反行為には、過料を科することができる。
- (3) 秩序違反法第36条第1項第1号の行政官庁は、連邦庁とする。

第58条 役務違反

役務従事者で、その義務違反において責任を有する者は、役務違反行為をしたものとする。

第58 a 条 役務違反の処分

- (1) 役務違反については、懲戒措置をとることができる。
- (2) 権限を有する懲戒権者は、この法律による役務違反を理由として処分の当否及びその方法について、義務的裁量により決定する。当該懲戒権者は、その際、役務中及び役務外の行動全体を考慮しなければならない。
- (3) 役務違反から6月が経過した場合には、懲戒措置をもちやとしてはならない。ただし、事件が第62条の規定による調査、第65条第2項の規定による審査請求、第66条の規定による連邦懲戒裁判所【訳注：第66条第1項は、2001年6月9日の連邦懲戒法を改正する法律(BGBl. I S.1510)のArt.16により改正され、「連邦懲戒裁判所」は「行政裁判所」に改められた。第58 b 条、第67条も同様に改められた。ここも「行政裁判所」となるべきである。】における手続、刑事手続又は過料手続の

対象となっている間は、期間の進行は、停止する。

- (4) 役務違反には、1回に限り懲戒措置をとることが許される。役務従事者1名による複数の義務違反であって、同時に決定することができるものは、役務違反1件として処分しなければならない。

第58b条 懲戒措置と刑罰及び秩序措置との関係

- (1) 裁判所又は官庁が刑罰又は秩序措置を科している場合において、同一の事件について懲戒措置をとることが許されるのは、非軍事役務における秩序を保持するために当該措置が追加的に必要とされるとき又は非軍事役務の信用が著しく侵害されたときに限る。役務従事者が刑事手続又は過料手続において無罪とされた場合又は刑事訴訟法典第153a条第1項第5文若しくは第2項第2文の規定により当該行為について賦課事項又は遵守事項の履行によりもはや違反行為として訴追することができない場合においては、非軍事役務における秩序を保持するために必要となるとき又は当該違反行為により非軍事役務の信用が著しく侵害されたときに限り、同一事件について懲戒措置をとることが許される。
- (2) 懲戒措置が取り消し得ないものとして科され、かつ、その後裁判所又は官庁により刑罰又は秩序措置が同一事件について科せられる場合又は刑事訴訟法典第153a条第1項第5文若しくは第2項第2文の規定により当該行為について賦課事項又は遵守事項の履行によりもはや違反行為として訴追することができない場合において、当該懲戒措置が第1項の規定により追加的に必要とされるものでないときは、役務従事者又は元役務従事者の申立てに基づき、懲戒措置を中止しなければならない。ただし、懲戒措置が刑事手続又は過料

手続において考慮されていることが明らかである場合には、この限りでない。

- (3) 第2項の規定による申立ては、連邦庁長官に対して、又は行政裁判所が裁判をした場合（第66条）には行政裁判所に対して、行わなければならない。【訳注：申立に対する】決定は、役務従事者に対して送達し、特に行政裁判所による決定の場合には、連邦庁長官に対しても送達しなければならない。
- (4) 連邦庁長官が懲戒措置の取消しを拒否した場合には、役務従事者は、行政裁判所の裁判を申し立てることができる。申立ては、【訳注：連邦庁長官の】決定の送達後2週間以内に書面により連邦庁長官に対して行わなければならない。当該期間の経過中に申立書が行政裁判所に到達した場合にも、期限は、遵守されたものとする。行政裁判所は、口頭弁論を経ないで裁判をし、その決定は、終局裁判とする。第3項第2文、第65条第1項第3文及び第66条第3項の規定を準用する。

第58c条 表彰

- (1) 模範的な義務の履行及び傑出した行為については、表彰をすることができる。
- (2) 表彰は、その理由となる前提事実が存在しなかったことがその後判明した場合には、撤回しなければならない。撤回には、理由を付さなければならない。決定に先立って、役務従事者を聴聞しなければならない。
- (3) 表彰を撤回する場合には、請求された特別休暇の全部又は一部を有給休暇に算入することができるか否かについても、併せて決定しなければならない。請求された特別休暇の有給休暇への算入は、特に苛酷な状態となるおそれがある場合に限り、行わない。
- (4) 第1項から第3項までの規定は、元役務従事者にも適用する。

第59条 懲戒措置

- (1) 懲戒措置は、次の各号に掲げるものとする。
 1. 戒告
 2. 外出制限
 3. 過料
 4. 昇給の不許可
 5. 降給
- (2) 外出制限及び過料は、併科することができる。

第60条 懲戒措置の内容及び程度

- (1) 戒告は、役務従事者の一定の義務に違反した行動に対する公式の非難とする。戒告と明示されていない懲戒権者の非違の表明(訓戒、警告、叱責その他これに類する表明)は、懲戒措置には当たらない。
- (2) 外出制限は、許可なく役務宿舎を離れることの禁止とする。外出制限は、最短で1日、最長で30日継続する。外出制限は、役務宿舎に宿泊する役務従事者に対してのみ科すことが許される。
- (3) 過料は、4月分の給与額を超えてはならない。

第61条 懲戒権者

- (1) 懲戒権を行使する権限を有するのは、連邦庁長官及び同長官からこのために任命された裁判官職の資格を有する連邦庁の官吏とする。
- (2) 連邦庁長官は、役務機関及び役務学校の長並びにこれらの代理者並びに連邦庁の地域監督官に対し、戒告、10日までの外出制限及び1月分の給与額までの過料を科すための懲戒権を委任することができるものとし、この委任は、いつでも撤回することができる。開始された懲戒手続が懲戒措置の決定又は手続の中止によって処理される前に役務従事者が移動させられた場合には、当該権限は、第1項

に規定する懲戒権者に移される。

- (3) 第2項第1文の規定により権限を有する懲戒権者が行為に関与し、行為により個人的に損害を受け、又は自らが予断を抱いているとみなす場合には、第1項に規定する懲戒権者が権限を有する。

第62条 調査

- (1) 役務違反の容疑を裏付ける事実が明らかになった場合には、権限を有する懲戒権者は、事実関係の解明のために必要な調査を指示する。その場合には、役務従事者に不利な事情のみならず有利な事情及び懲戒措置の量定のために重要な事情も調査されなければならない。第20条の規定を準用する。調査目的を損なうことなく可能である場合には、直ちに、役務従事者は、調査について知らされなければならない。調査目的を損なうことなく可能である限り、当該役務従事者に対し、記録の閲覧を保障しなければならない。
- (2) 刑事手続又は過料手続において決定の根拠となった確定判決の事実認定は、役務違反が同一の事実関係を対象とする限り、懲戒権者を拘束する。
- (3) その他法律上の手続において行われた事実認定は、拘束力を有しないが、再度検証することなく懲戒手続の決定の基礎とすることができる。

第62 a 条 手続の停止

開始された懲戒手続は、同一行為による係争中の刑事手続が終了するまで停止することができる。事実の解明が保証される場合又は役務従事者の人物若しくは行動に基づく理由により、刑事手続において事実の解明が審理され得ない場合には、この限りでない。

第62 b 条 聴聞

- (1) 役務従事者には、決定に先立ち意見を述べるための機会が与えられなければならない。これについては聴取記録がとられなければならない。これには役務従事者により署名がなされるものとする。
- (2) 役務違反による処分に際しての利益代表者の関与は、1991年1月16日の非軍事役務従事者の利益代表者に関する法律（連邦法律公報第I部47頁、53頁）第22条の規定による。利益代表者がいない場合には、事業所委員会又は公勤務者委員会は、役務従事者の人物及び事実関係に関して聴取されなければならない、事実関係を予め利益代表者に通知しなければならない。

第63条 手続の中止

調査によって役務違反が確認されない場合又は懲戒権者が懲戒措置を許容し得ないもの若しくは不適切なものと認める場合には、懲戒権者は、手続を中止し、これを役務従事者に通知する。

第64条 懲戒措置の決定

- (1) 懲戒権者が手続を中止しない場合には、懲戒権者は、懲戒措置を科す。
- (2) 第61条第2項第1文の規定により権限を有する懲戒権者がその懲戒権では十分ではないと認める場合には、当該懲戒権者は、第61条第1項に規定する懲戒権者の決定を求める。
- (3) 他の懲戒権者により中止された場合であっても、連邦庁長官は、同一の事実関係を理由として懲戒措置を科すことができる。

第65条 懲戒処分；審査請求

- (1) 懲戒措置は、書面による理由を明記した懲戒処分によって行われ、当該処分は、役務従事者に送達され、又は口頭により告知されなければならない。口頭による告知については

記録がとられ、役務従事者には懲戒処分の写しが交付されなければならない。役務従事者には同時に、処分取消申立ての可能性、処分取消を申し立てることのできる行政庁並びに処分取消申立ての方式及び期限について、書面により通知されなければならない。

- (2) 役務従事者は、第61条第2項第1文の規定により権限を有する懲戒権者の懲戒処分について、当該懲戒権者又は連邦庁長官に対して、その送達又は口頭による告知の後2週間以内に書面又は口頭により審査請求をすることができる。審査請求が口頭で行われる場合には、記録がとられ、役務従事者により署名されなければならない。第61条第2項第1文の規定により権限を有する懲戒権者に対して審査請求がなされた場合には、当該懲戒権者は、1週間以内に自己の意見表明を付して連邦庁長官に当該審査請求を送付しなければならない。連邦庁長官の決定は、懲戒措置をより厳しくしてはならない。当該決定は、送達されなければならない。第1項第3文の規定を準用する。

第66条 行政裁判所への出訴

- (1) 第61条第1項に規定する懲戒権者の懲戒処分及び第65条第2項第4文の規定による連邦庁長官の決定については、その送達又は口頭による告知の後2週間以内に行政裁判所の裁判を申し立てることができる。
- (2) 申立ては、書面により理由を付して連邦庁長官に対して行わなければならない。申立期間の経過中に申立書が行政裁判所に到達した場合にも、期限は、遵守されたものとする。行政裁判所は、口頭弁論を命ずることができる。行政裁判所は、決定により、懲戒処分について裁判をし、当該決定は、取り消し得ない。行政裁判所は、当該決定において、懲戒処分を容認し、取り消し、又は役務従事者の利益

となるように変更することができる。行政裁判所は、その他役務違反は証明することができる場合であっても、役務従事者の行動全体に鑑み懲戒手続を不適切なものと認めるときは、懲戒手続を中止することができる。裁判については、役務従事者に送達しなければならない。

- (3) 管轄裁判所は、役務違反とされている行動が行われた時点で申立人が役務に従事していた区域の行政裁判所とする。これにより複数の行政裁判所が考慮される場合には、申立人が最後に役務に従事した区域の行政裁判所とする。連邦懲戒法第45条第3文及び第4文の規定を準用する。行政裁判所の部の構成及び手続については、この法律の規定に反しない限り、又はこの法律に別段の定めがない限り、連邦懲戒法の規定を準用する。準用に当たっては、懲戒手続が行われている官吏と同一の行政領域に属し、かつ、可能な限り「当該官吏と同一のキャリア集団にも属する官吏参審員」（連邦懲戒法第46条第1項第3文）とあるのは、「当該行政裁判所の管轄区域で非軍事役務に従事する参審員」に読み替える。連邦法務省は、連邦家族省の提案に基づいて非軍事役務期間中参審員を務める者を任命する。
- (4) 手続の継続及び事案の決定は、役務従事者の役務関係が終了することにより影響を受けない。

第67条 懲戒処分の取消し

- (1) 行政裁判所が第66条第2項の場合において申立てのあった決定を容認する場合、懲戒措置を軽減する場合、第66条第2項第6文の規定により懲戒手続を中止する場合又は役務違反を確認できずこの理由により懲戒処分を取り消す場合には、裁判所の決定時に裁判所に知られていなかった重大な事実又は証拠を理由とする限り、当該役務従事者の利益又は不

利益となるように再度懲戒権を行使することが許される。この懲戒権の再行使は、連邦庁長官に留保される。

- (2) その他連邦庁長官は、何時でも懲戒処分を取り消すことができ、当該事案について再決定することができる。懲戒処分がその発令後6月以内に取り消されたときに限り、懲戒措置の種類及び程度を厳しくすることが許される。
- (3) 懲戒処分が取り消し得ないものとなった後に、同一の事実関係を理由とした刑事手続又は過料手続において役務従事者に対して判決が宣告され確定した場合においては、そこでなされた事実の認定が懲戒処分においてなされた事実の認定と著しく異なるときに限り、連邦庁長官は、懲戒処分を取り消し、当該事案について再決定しなければならない。
- (4) 懲戒措置の取消しをもたらしすることができる新たな事実又は証拠を提出する場合には、役務従事者又は元役務従事者は、もはや取消し得ないものとなった懲戒措置の取消しを申し立てることができる。
- (5) 第62b条第1項、第65条第1項第3文及び第66条の規定を準用する。

第68条 執行

- (1) 懲戒措置は、それを科した懲戒権者によって執行され、当該懲戒権者は、その執行を役務機関の長又はその代理者に委任することができるが、これらの者が行為に関与し、又は行為により損害を受けた場合には、この限りでない。
- (2) 戒告は、それが取り消し得ないものとなった時直ちに、執行されたものとみなされる。
- (3) 外出制限、過料、昇給の不許可及び降給は、懲戒処分の送達又は口頭による告知の後3日が経過した後執行することができる。執行開始予定期日は、第1項の規定により執行権を

有する上司により職務上命ぜられる。

- (4) 第65条第2項の規定による審査請求は、それが執行開始前になされた場合に限り、外出制限の執行を停止させる。第66条第1項の規定による連邦懲戒裁判所に対する裁判の申立ては、執行を妨げないが、連邦懲戒裁判所は、執行を停止することができる。【訳注：「連邦懲戒裁判所」ではなく「行政裁判所」。第58a条第3項に付した訳注を参照。】
- (5) 外出制限は、連続する日数で執行されなければならない。執行している上司は、監督のために、役務従事者を適当な時間間隔において上司のもとへ出頭するように命ずることができる。執行している上司は、緊急の理由がある場合には、役務従事者に対して、一日又は数日のうち一定時間命ぜられた外出制限を解除することができ、その場合には、それによって執行期間が延長されることはないものとする。
- (6) 過料は、行政執行法の規定により徴収される。過料は、給与から、又は役務関係が終了している場合には、除隊金から差し引くことができる。給与から差し引く場合には、毎月の給与の半分以上を超える額を差し引くことは、許されない。過料は、除隊日の後でも執行することができる。
- (7) 懲戒措置は、懲戒処分が取り消し得ないものとなった後6月が経過した後は、執行することが許されない。この期間が経過する前に執行が開始された場合にも、期限は、遵守される。

第69条 情報の提供

- (1) 表彰及び懲戒措置に関する情報の提供は、次に掲げる場合に限り、役務従事者又は元役務従事者の同意なしに行うことができる。
1. 非軍事役務内部の機関、裁判所及び検察庁の所管する任務を履行するために必要なと

きに限り、これらの機関に対して行う場合

2. 被害者の権利を擁護するために当該被害者に対して行う場合

これらの条件のもとに、記録の提供も許される。抹消された又は抹消されるべきであった表彰及び懲戒措置に関する情報の提供は、役務従事者又は元役務従事者の同意を得た場合にのみ行う。

- (2) 情報の受取人は、提供された情報を当該情報が提供された目的のためにのみ処理又は利用することが許される。

第69a条 抹消

- (1) 人事記録への懲戒措置の記載は、1年後に抹消しなければならないものとし、あわせて懲戒措置に際して発生した関係文書は、人事記録から除去し、及び廃棄しなければならない。抹消すべき懲戒措置は、もはや考慮されてはならない。
- (2) 抹消期限は、懲戒措置が決定された日から起算する。当該期間は、役務従事者に対して、刑事手続若しくは懲戒手続に係争中である間又は他の懲戒措置が考慮される間は、延長される。
- (3) 懲戒措置が取り消された場合には、当該措置は、抹消しなければならない。【訳注：抹消が過去の記載事項の】抹消期限の算定に影響する場合には、抹消期限は、新たに算定されなければならない。表彰の記録は、その撤回が取り消し得ないものとなった場合には、抹消しなければならない。
- (4) 期限が到来した場合には、戦争役務拒否者として認定された者は、非軍事役務中の懲戒措置に関与していないものとみなされ、懲戒措置及びその基礎となった役務違反に関するあらゆる情報の提供を拒否することが許される。これについては、この者は、自らに対して懲戒措置が決定されなかった旨の表明をす

ることが許される。

第70条 恩赦権

この法律によって決定される懲戒措置及び第45条第1項の規定による排除についての恩赦権は、連邦大統領が有する。連邦大統領は、自ら恩赦権を行使し、又は他の機関にその行使を委譲する。

第7章 特別手続規定

第71条 行政行為の形式及び告知；送達

- (1) この法律に基づく授益的でない行政行為は、書面により発しなければならない。
- (2) 第1項に規定する行政行為は、送達しなければならない。その他の場合においては、この法律又は非軍事役務を所轄する官署の命令が定めるときに限り、送達するものとする。
- (3) 送達には、行政送達法第2条から第15条までの規定を準用するものとし、この場合において、第7条第1項は、未成年者自身に対して送達しなければならないものとして準用する。連邦庁は、外国における送達を指示し、公示送達を行う。

第72条 異議審査請求

- (1) この法律に基づく行政行為に対する異議審査請求についての決定については、連邦庁が行う。
- (2) 戦争役務拒否者として認定された者の使用可能性、徴用又は除隊に関する行政行為に対する異議審査請求は、2週間以内に提起しなければならない。

第73条 召集決定の取消し

徴兵検査決定が取り消し得ないものとなった場合には、召集決定又は第19条第2項の規定による変更決定に対する法的救済は、当該決定自

体による権利侵害が主張されるときに限り許される。

第74条 異議審査請求及び訴訟の停止的効力の排除

- (1) 召集決定、召集決定の取消し、適性審査決定及び第19条第2項の規定による変更決定に対する異議審査請求は、停止的効力を有しない。
- (2) 適性審査決定、召集決定、召集決定の取消し、第19条第2項の規定による変更決定及び使用可能性の確認決定に対する取消訴訟は、停止的効力を有しない。裁判所は、停止的効力を有する命令又は執行の取消しをする場合には、予め連邦庁の意見を聞かなければならない。

第75条 行政裁判所の裁判に対する上訴

戦争役務拒否者として認定された者の使用可能性、徴用又は除隊に関する判決に対する控訴及び行政裁判所によるその他の裁判に対する抗告は、排除される。行政裁判所法第135条において準用する第133条の規定による上告の不許可に対する抗告並びに裁判所構成法第17a条第2項及び第3項の規定による出訴の途に関する決定に対する抗告については、この規定は、適用しない。出訴の途に関する決定に対する抗告については、裁判所構成法第17a条第4項第4文から第6文までの規定を準用する。

第76条 法定代理人の権利

戦争役務拒否者として認定された者の法定代理人は、非軍事役務への使用可能性に関する限り、本人について進行中の期間内に、独自に申立をし、訴訟を提起し、及び法的救済を利用することができる。

第77条 適用範囲

第71条から第76条までの規定は、行政行為が第2条第1項及び第5a条に規定する機関以外の機関から発せられる場合には、適用しない。

第8章 末尾規定

第78条 その他の法規定の準用

- (1) 戦争役務拒否者として認定された者に対しては、次の法規定を次の基準により準用する。
1. 雇用保障法。ただし、第14a条第2項中「連邦国防省及びこれにより指定された官署」とあるのは、「連邦家族省及びこれにより指定された官署」と読み替え、第14a条第6項中「連邦国防省」とあるのは、「連邦家族省」と読み替え、また同法中「基本兵役期間」とあるのは、「非軍事役務期間」と読み替える。
 2. 扶養保障法。ただし、第23条中「連邦国防省」とあるのは、「連邦家族省」と読み替え、また同法中「基本兵役期間」とあるのは、「非軍事役務期間」と読み替える。
- (2) この法律に別段の定めがない限り、公勤務法規の規定の適用に当たっては、非軍事役務は、兵役義務に基づく兵役と同等とする。

第79条 防衛事態の規定

防衛事態においては、次の特別規定を適用する。

1. 兵役義務法第4条第1項第4号の規定を準用する。
2. 第24条第3項及び第43条第1項第1号の規定は、適用しない。
3. 戦争役務拒否者としての認定を申請している兵役義務者を認定申請に対する決定が出る前に非軍事役務に召集することができる。
4. 防衛事態発生前の時点から第11条第2項、第4項及び第5項の規定による猶予は、失

効し、第14a条第1項、第2項及び第14b条第1項の規定によりこれまで非軍事役務に徴用されていなかった役務義務者を召集することができる。第11条第2項及び第5項の規定による猶予は、行わない。第11条第4項の規定による猶予は、防衛事態における非軍事役務への徴用が不当に苛酷な状態となる場合には、許される。

5. 第19条第4項の場合においては、聴聞を要しない。
6. 戦争役務拒否者として認定され、かつ、良心上の理由により非軍事役務に従事することに支障がある者が国防上の緊急事態発生後4週間以内に病院その他の人の治療、介護及び看護をする施設において通常の労働時間を伴う労働関係で勤務していることを証明した場合には、第15a条第1項の規定を適用する。第15a条第2項の規定は、適用しない。

第80条 基本権の制限

身体の不可侵（基本法第2条第2項第1文）、人身の自由（基本法第2条第2項第2文）、移転の自由（基本法第11条第1項）及び住居の不可侵（基本法第13条）の諸基本権並びに請願権（基本法第17条）は、この法律により制限される。

第81条 2001年12月20日の改正法律（連邦法律公報第I部4013頁）に伴う経過規定

- (1) 2001年12月31日現在、10月以上、非軍事役務に従事している非軍事役務義務者は、この日の経過とともに除隊させなければならない。第1文の規定にかかわらず、非軍事役務義務者が除隊前に申請した場合には、召集決定に定められた期間の非軍事役務に従事することもできる。
- (2) 第1項に該当しない非軍事役務義務者であって、兵役義務法第5条第1項第4文の規

定を改正法の発効前の文言で準用したこの法律の第24条第2項第1文の規定により10月を超える役務期間で召集されたものに対しては、兵役義務法第5条第1a項第1文の規定を準用するこの法律の第24条第2項第1文の規定による役務期間が新たに定められなければならない。第1項第2文の規定を準用する。

(3) 戦争役務拒否者として認定された者であって、従前の法規により、次の各号のいずれかに掲げる事項について義務づけられ、又は契約関係を締結していたものは、2001年12月31日以降に、2002年1月1日以後の所定の義務期間が開始する場合には、申請により、当該義務又は労働関係を解除することができる。

1. 外国におけるその他の役務への従事（第14b条）

2. 自由な労働関係の履行（第15a条）

(4) 戦争役務拒否者として認定された者であって、従前の法規に基づき、民間防衛又は災害救助における救助隊員として名誉職の任務に従事する義務を負うもの（第14条第1項第1文）は、2001年12月31日以降に、2002年1月1日以後の第14条第4項に規定された参加期間が開始する場合には、参加義務は、終了する。

(注)

* 翻訳に際しては、Das Deutsche Bundesrecht, IP35のZivildienstgesetz（最終改正：1997年9月21日（BGBl. I S.2390））を原典とし、その後の以下の13回の改正を織り込んで訳出した。Gesetze im WWW掲載のテキスト

<http://www.rechtliches.de/info_ZDG.html>

（最終改正：2002年5月27日）も参照した。

・1999年12月22日（BGBl. I S.2534）

・2000年7月20日（BGBl. I S.1045）

・2000年12月6日（BGBl. I S.1676）

・2000年12月19日（BGBl. I S.1815）

・2001年6月19日（BGBl. I S.1046）

・2001年7月9日（BGBl. I S.1510）

・2001年7月20日（BGBl. I S.1850）

・2001年8月16日（BGBl. I S.2093）

・2001年12月13日（BGBl. I S.3574）

・2001年12月20日（BGBl. I S.4013）

・2002年5月27日（BGBl. I S.1667）

・2002年8月21日（BGBl. I S.3322）

・2003年5月10日（BGBl. I S.657）

なおテキストの誤りを訳注で指摘した箇所（第23条第5項、第58a条第3項、第68条第4項）については、連邦非軍事役務庁に確認済みである。改正過程でのミスであり、いずれ修正されるとのことである。

** 調査及び立法考査局ドイツ法研究会：泉真樹子、小澤隆、尾澤恵、河合美穂、河島太郎、古賀豪、高木浩子、寺倉憲一、戸田典子、山岡規雄、渡邊富久子